

平成29年度(第2回) 大分県道路メンテナンス会議

◇日時： 平成29年12月22日(金) 13時30分

◇場所： 大分河川国道事務所・別館2階・会議室

議 事 次 第

1. 開 会 ＜事務局＞
2. 挨拶 ＜大分県道路メンテナンス会議 会長＞
3. 議 事
 - (1) 道路メンテナンス年報の公表 ＜事務局＞
 - (2) 平成26～28年度の点検結果 ＜事務局＞
 - (3) 地域一括発注の実施状況 ＜事務局＞
 - (4) 個別施設計画の策定状況 ＜事務局＞
 - (5) 道路メンテナンス研修・広報 ＜事務局＞
 - (6) 整備局からの情報提供 ＜整備局＞
4. 意見交換
5. 閉 会 ＜事務局＞

出席者名簿

平成29年度(第2回) 大分県道路メンテナンス会議

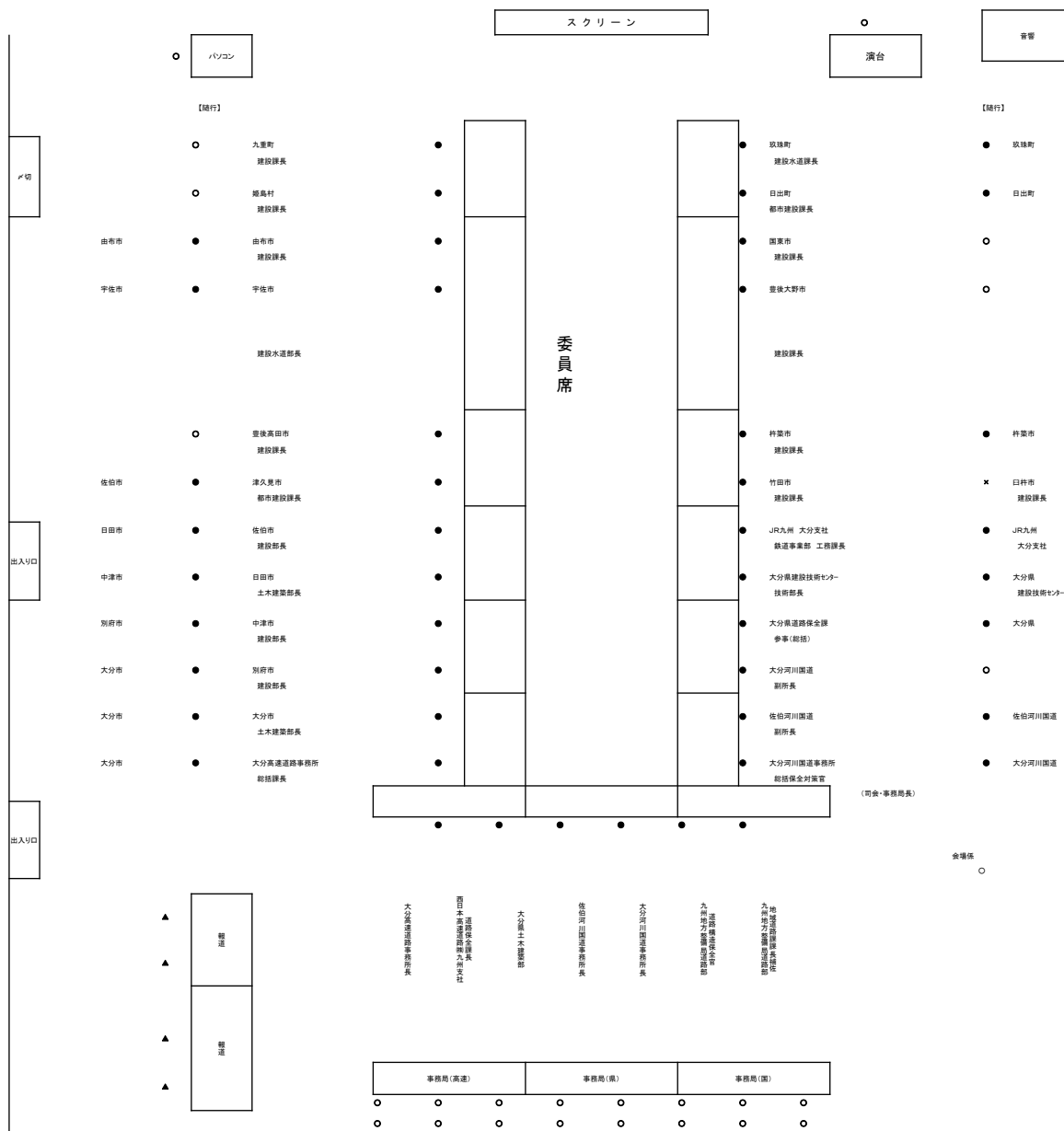
出席者名簿

<平成29年12月22日(金)・13
時30分～>

	所 属	役 職	委員出席		代理出席		随行者等	
			氏 名	出席	役 職	氏 名	役 職	氏 名
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	今田 一典	●			技副所長	田口 敏二
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	白田 雅彦	●				
副会長	関日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長	北原 正義	●			副所長	衛藤 繁美
副会長	大分県 土木建設部	道路保全課長	和田 敬敏	●			防災保全班 主幹	原田 泰幸
委 員	大分市	土木建設部長	木村 忠孝	●			土木管理課 参事補 土木管理課 参事補 土木管理課 専門員	後藤 広寿 殿崎 孝一 大石 雄一
委 員	別府市	建設部長	狩野 俊之	×	都市整備課長	橋本 和久	都市整備課 主査	山下 恭助
委 員	中津市	建設部長	直田 幸	●			道路課長	林 克也
委 員	日田市	土木建設部長	山口 光治	●			土木課 主査	岡部隆二郎
委 員	佐伯市	建設部長	杉下 利長	●			建設課 総括主幹	長澤 祐二
委 員	臼杵市	建設課長	高野 裕之	×				
委 員	津久見市	都市建設課長	関 憲二	●				
委 員	竹田市	建設課長	志賀 清隆	●				
委 員	豊後高田市	建設課長	永松 史年	●				
委 員	杵築市	建設課長	羽田野陽一	×	建設課 主査	中島 直紀	建設課 主査	長友 尚
委 員	平佐市	建設水道部長	原田 雅且	●			土木課長	熊笹御堂峰一
委 員	豊後大野市	建設課長	廣末 康徳	●				
委 員	由布市	建設課長	大嶋 野宏	●			課長補佐	三ツ尻郁夫
委 員	国東市	建設課長	栗林 慎	●				
委 員	朝島村	建設課長	中城 正光	●				
委 員	日出町	都市建設課長	松本 義明	●			参事兼課長補佐	宇都宮正徳
委 員	九重町	建設課長	原田 勝美	×	ノーダー	五十川 宏		
委 員	玖珠町	建設水道課長	梅木 良政	●			建設水道課 主事	山田 透
(整備局) 委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	谷川 匡嗣	×	道路橋道保全官	嶋林 保彦		
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	田浦 峰星	×	地域道路調整課長補佐	樋口悠一郎		
(参考)								
オブザーバー	大分県 建設技術センター	技術部長	佐藤 裕二	●			次長兼建設技術課長	木元 秀満
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	大倉 一範	●			工務助役 (土木担当)	梅田 祐樹
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 総務保全対策官		雨部 祥隆	●			道路管理課第二課長 保全対策官	大野 信 坪内 健
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 技副所長		日名子信広	●			道路管理課長 保全対策官	河野 浩聖 藤崎 祐二
	関日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所 総括課長		神田 政和	●			管理第一課長 保全第一課長	緒方 寛治 上原正弘
	大分県 土木建設部 道路保全課 参事(総括)		五ノ谷雅一	●			防災保全班 主任	釘宮 大輔

座席表

平成29年度(第2回)大分県道路メンテナンス会議 座席表



規 約(大分県道路メンテナンス会議) 1/3

(名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、別表―1に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
6. 本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

規 約(大分県道路メンテナンス会議) 2/3

(専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

2. 「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。
3. 「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。
4. 「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年 1月15日から施行する。

本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

規 約(大分県道路メンテナンス会議) 3/3

平成29年4月1日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	都市建設課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	豊後高田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	国東市	建設課長	
委 員	姫島村	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
(整備局) 委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
オブザーバー	(公財)大分県 建設技術センター	技術部長	
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	
(参考)			
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	総括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

平成29年度(第2回)

大分県道路メンテナンス会議

(1) 道路メンテナンス年報の公表

道路メンテナンス年報の公表



Press Release

平成29年8月30日
道路局 国道・防災課

橋梁等の平成28年度点検結果について ～道路メンテナンス年報（第3弾）の公表～

平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視による点検を実施しています。

今回、3年目にあたる平成28年度の点検の実施状況や結果、措置状況を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたので、お知らせします。

<ポイント>

○平成26～28年度の点検実施状況は、橋梁54%、トンネル47%、道路附属物等57%と着実に進捗

○判定区分Ⅳの施設の措置状況を初公表

→判定区分Ⅳの橋梁（396橋）のうち、23%（92橋）が撤去・廃止（予定含む）

○判定区分Ⅱ、Ⅲの施設の修繕実施状況を初公表

→予防保全型の修繕（判定区分Ⅱの修繕）はまだ進んでいない状況
（平成26年度点検：約3%、平成27年度点検：約1%）

○市町村の体制を補うための地域一括発注の活用が増加

（平成27年度：453団体→平成28年度：605団体）

健全性の判定区分

- I 健全（構造物の機能に支障が生じていない状態）
- II 予防保全段階（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）
- III 早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）
- IV 緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h28.html

<問い合わせ先>

国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

【全般】道路局 国道・防災課 課長補佐 吉沢 仁（内線 37892）直通 03-5253-8492

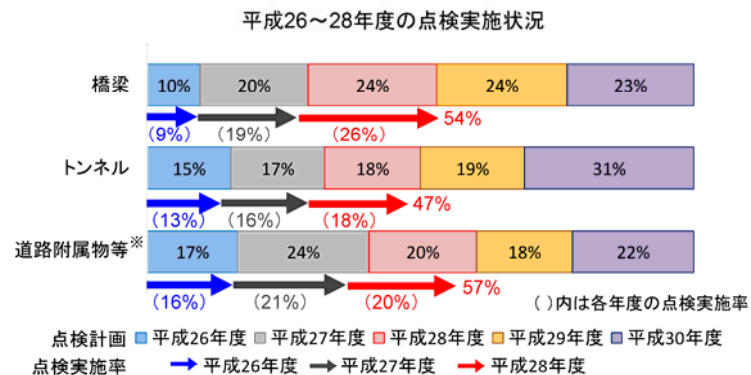
【高速道路に関する事】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 和田 圭仙（内線 37811）直通 03-5253-8492

【地方道に関する事】環境安全課 課長補佐 渡辺 隆幸（内線 38162）直通 03-5253-8495

橋梁、トンネル等の点検実施状況

○平成26～28年度の点検実施状況は、橋梁54%、トンネル47%、道路附属物等57%と着実に進捗。



※道路附属物等：シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

修繕・措置の実施状況

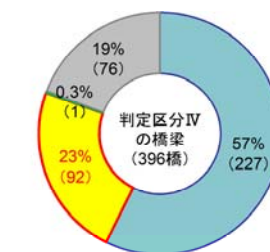
○平成26～28年度に判定区分Ⅳと診断された橋梁のうち、23%（92橋）が撤去・廃止済み又は撤去・廃止予定。

○平成26・27年度に点検を実施した橋梁の修繕着手率は、事後保全型（判定区分Ⅲの修繕）で約1～2割。

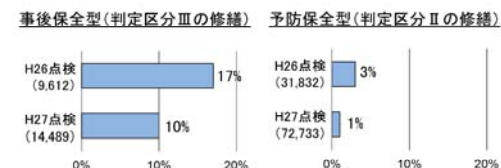
○予防保全型（判定区分Ⅱの修繕）はまだ進んでいない状況。

判定区分Ⅳの橋梁の措置状況※1（予定含む）

事後保全型、予防保全型の橋梁の修繕着手率※2



■修繕 ■撤去・廃止 ■機能転換 ■未定



※1 平成26～28年度に判定区分Ⅳと診断された橋梁の措置状況（平成28年度末時点）

※2 平成26・27年度に判定区分Ⅱ、Ⅲと診断された橋梁のうち、修繕（設計を含む）に着手した橋梁の割合（平成28年度末時点）

詳細は、国土交通省HPを参照

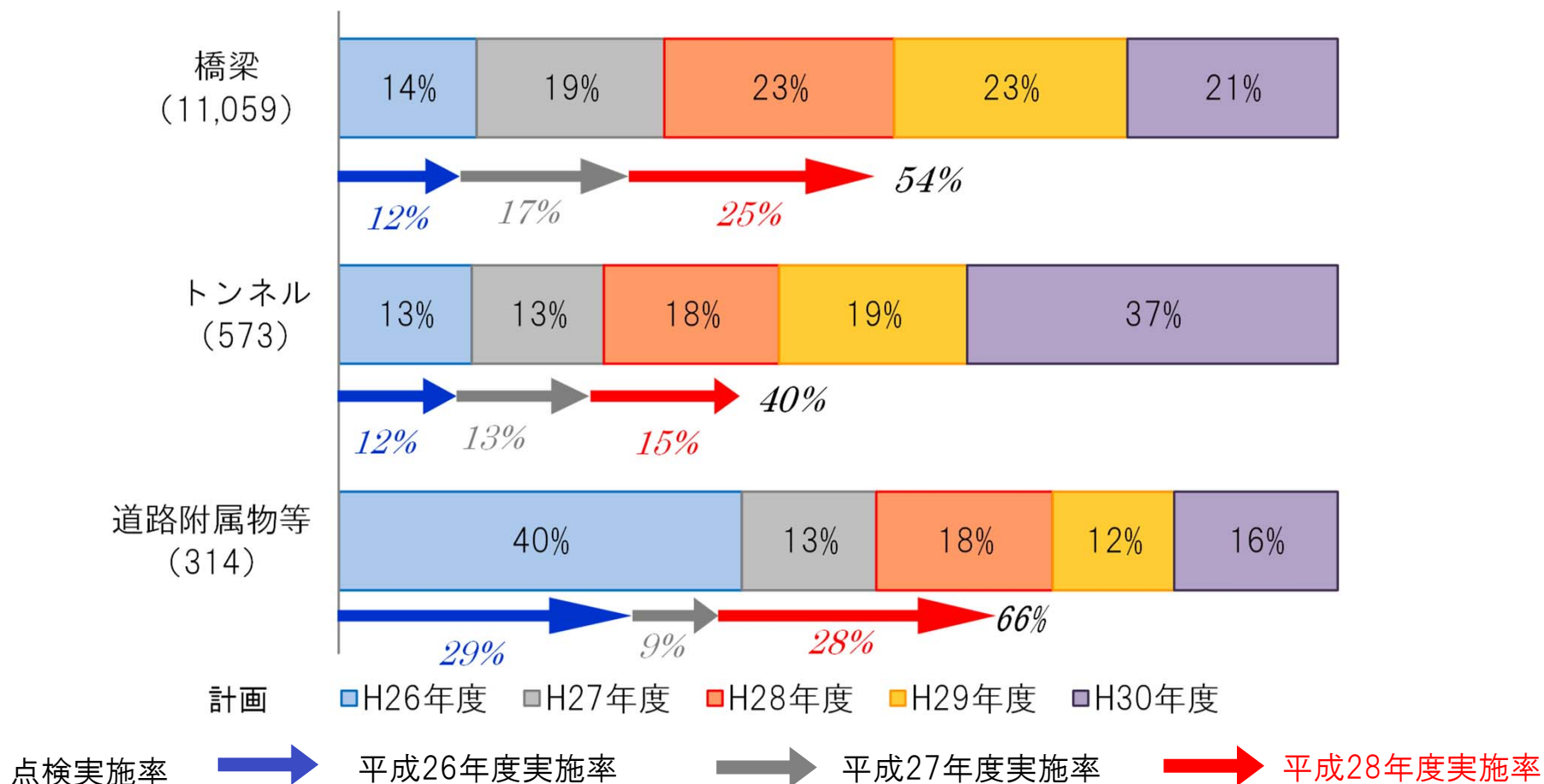
http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h28.html

(2) 平成26～28年度の大分県の点検結果

平成26～28年度 点検実施状況《大分県》

○平成26～28年度の累積点検実施率は、橋梁約54%、トンネル約40%、道路附属物等約66%

【5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)】



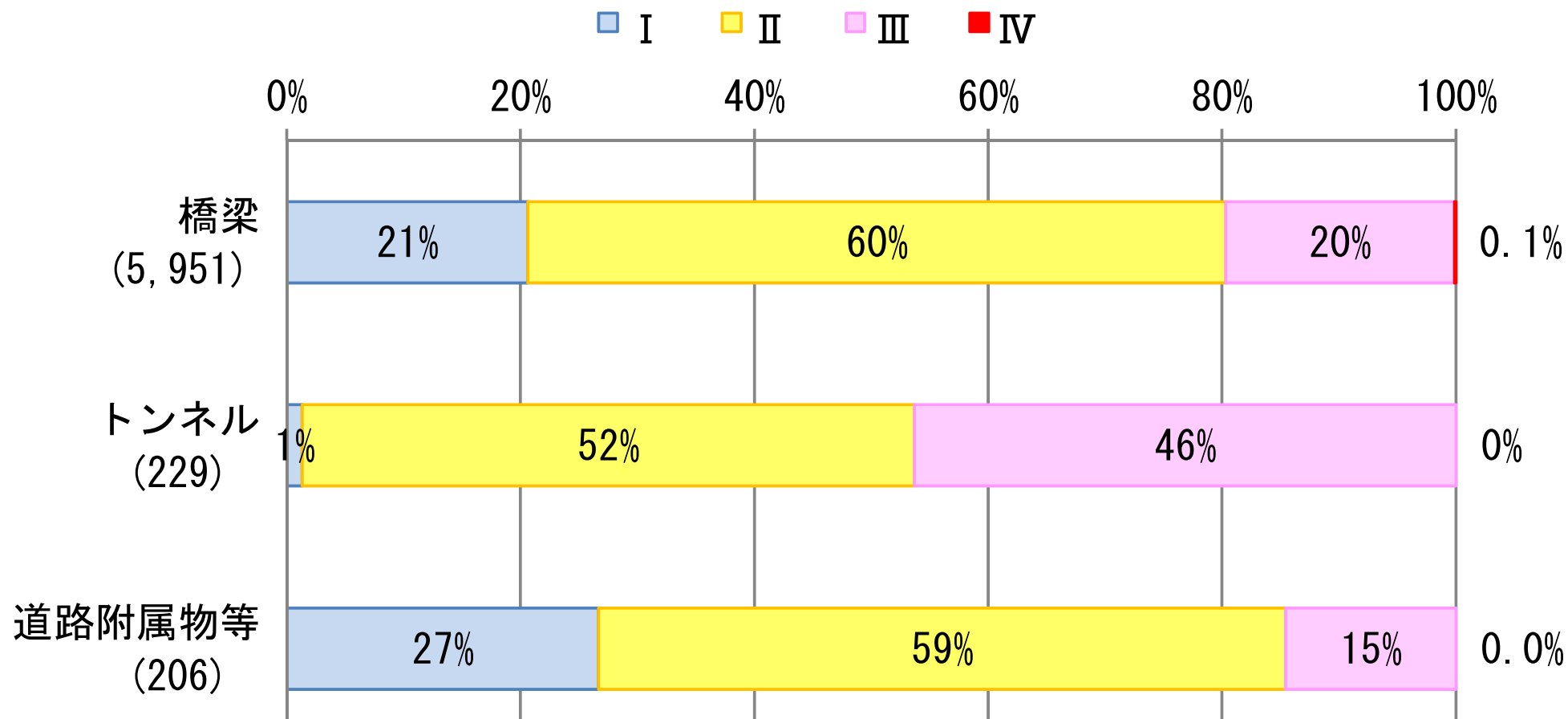
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※H26年12月末時点の施設数に対する点検実施率

出典:九州地方整備局調べ(H29.3時点.)

平成26～28年度 点検実施状況《大分県》

○平成26～28年度の点検の結果、早期に修繕が必要な施設の割合は、
橋梁で約20%、トンネルで約46%、道路附属物等で約15%

【橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)】

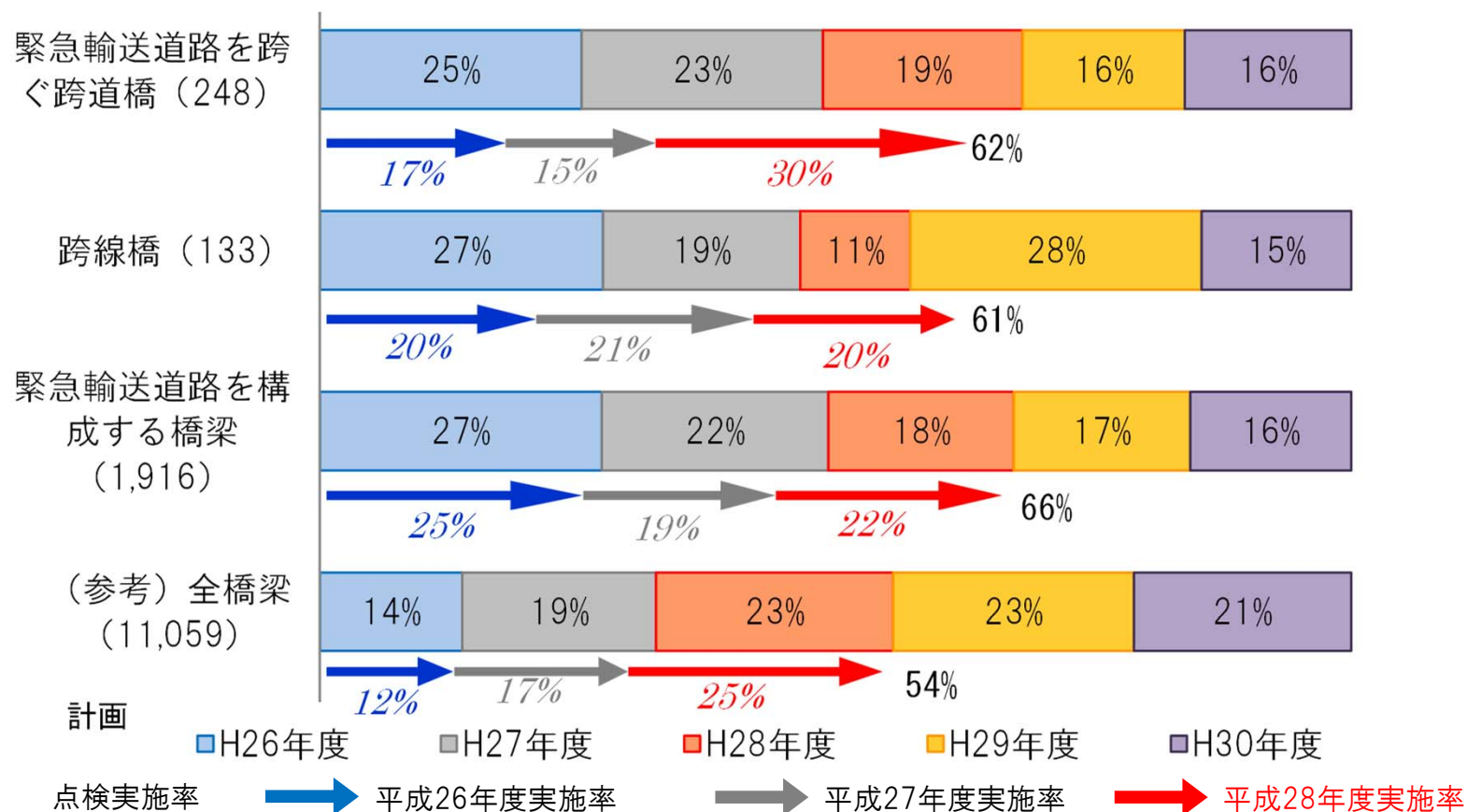


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※H26年～H28年度の点検結果の合計値による割合

平成26～28年度 最優先で点検すべき橋梁 点検実施状況《大分県》

○平成26～28年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約62%、跨線橋約61%、緊急輸送道路を構成する橋梁約66%

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と累積点検実施率(全道路管理者合計)】

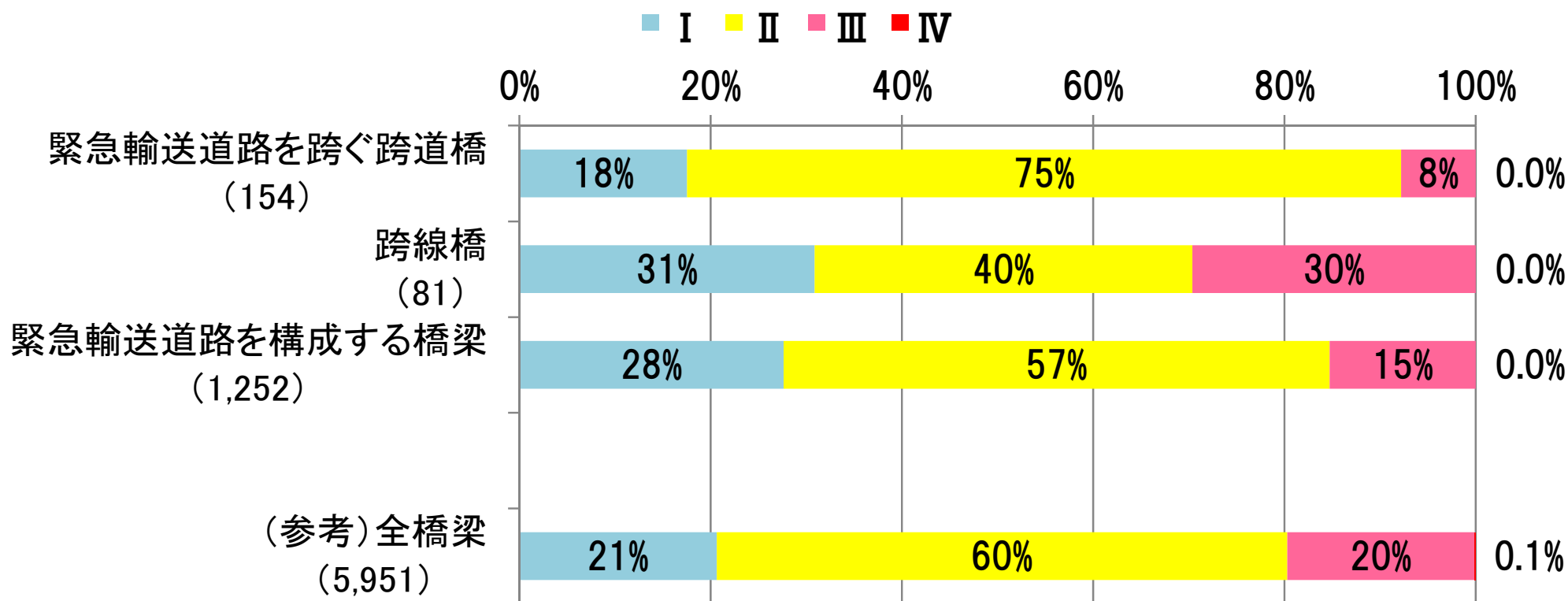


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※H26年12月末時点の施設数に対する点検実施率

平成26～28年度 最優先で点検すべき橋梁 点検結果《大分県》

○跨線橋は、早期に修繕を行う必要があるものの割合が約30%と、橋梁全体の割合約20%を大きく上回っている

【最優先で点検すべき橋梁の診断結果(全道路管理者合計)】



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
 ※H26年～H28年度の点検結果の合計値による割合

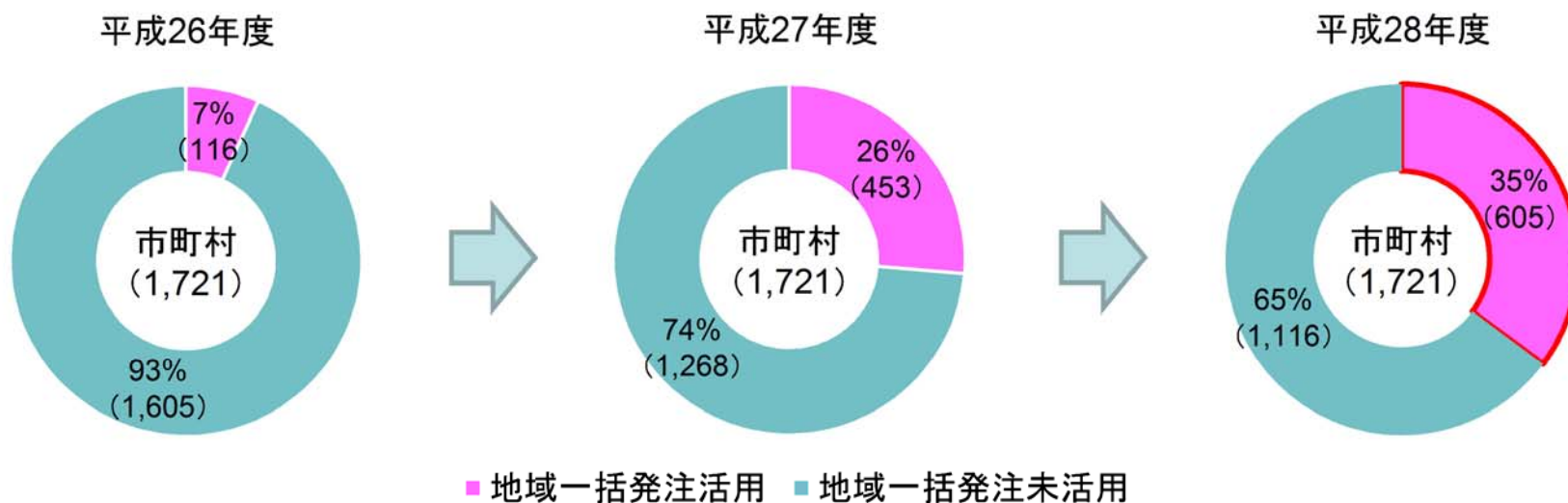
(3) 地域一括発注の実施状況

地域一括発注の実施状況

《全国の状況(道路メンテナンス年報 H29.8)》

- 市町村の人不足・技術力不足を補うため、市町村の点検・診断の発注事務を都道府県が一括して実施。
- 平成28年度は、605市町村(38道府県)が地域一括発注を活用。

市町村における地域一括発注の活用状況



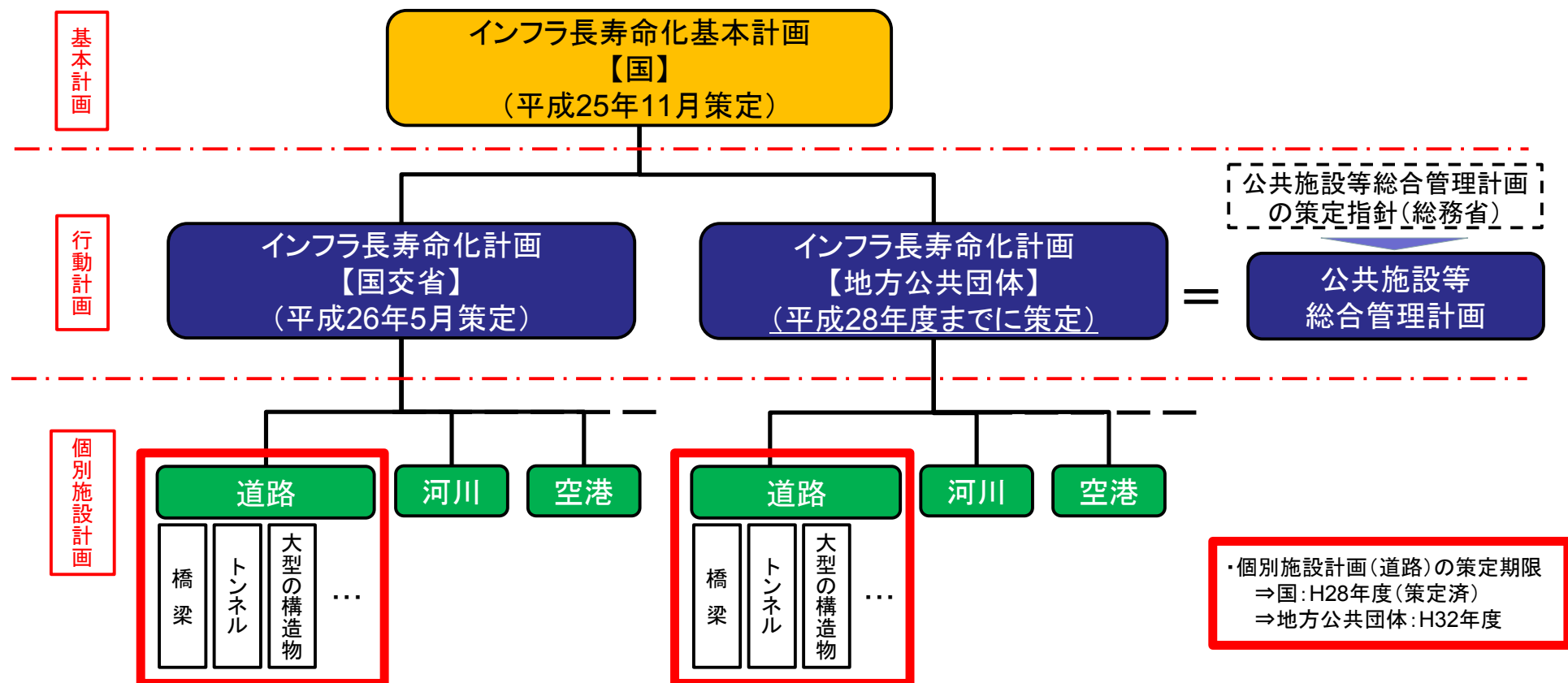
(4) 個別施設計画の策定状況 (平成28年度末時点)

個別施設計画の策定状況(平成28年度末時点)

- 各道路管理者は、橋梁・トンネル・大型の構造物において、定期的な点検・診断の結果に基づき個別施設計画※を策定(地方公共団体は平成32年度までに策定予定)。
- 平成28年度末時点の個別施設計画の策定率は、橋梁で約65%、管理者別では都道府県・政令市等 約75%、市町村 約64%。
- その他、トンネル及び大型の構造物の策定率は、それぞれ約26%、約31%。

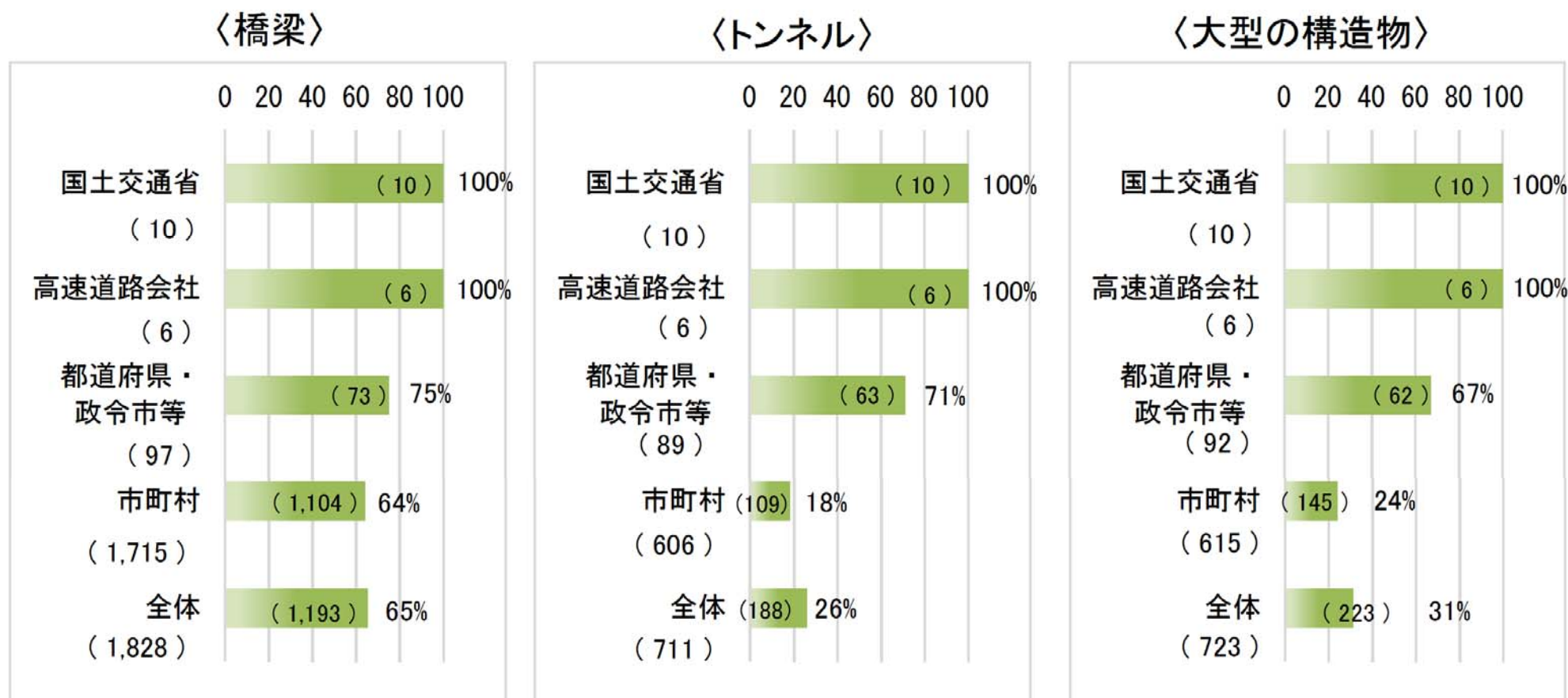
※維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減・平準化を図る上で点検・診断等の結果を踏まえた個別施設毎の具体的な対応方針を定めた計画

《インフラ長寿命化計画の体系》



個別施設計画の策定状況(平成28年度末時点)

《個別施設計画の策定状況(平成28年度末時点)》



※()は団体数

※市町村は特別区を含む

※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出

※大型の構造物は横断歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

(5) 道路メンテナンス研修・広報

H29年度研修等の実施状況(整備局・大分県メンテ会議)

①道路構造物管理実務者研修 (九州技術事務所)

- ◇対象 : 自治体職員及び直轄職員 募集人員(大分県)
- ◇時期 : 橋梁Ⅰ H29.07.31~08.04 30名(2名)
橋梁Ⅰ(2) H29.09.25~09.29 30名(3名)
橋梁Ⅱ H28.09.26~09.30 40名(3名)
トンネル H28.10.11~10.14 15名(2名)
- ◇目的 : 地方公共団体の職員の技術力育成のため、
点検要領に基づく点検に必要な知識・技能
等を取得するための研修。

※募集 : 毎年4~5月に募集。研修担当窓口(九州技術事務所)と確認・調整をお願いします。
また、メンテナンス会議事務局(大分河川国道事務所)にお問合せいただいても結構です。



高所作業車による点検状況

②大分県道路メンテナンス研修

- ◇専門技術研修(橋梁点検等) ※大分県建設技術センター
・対象 : 自治体職員・建設業界等 (4回開催済み)
- ◇耐震補強研修 大分自動車道「乙原橋」(H30.3予定)
- ◇橋梁点検現地 国道210号「串川橋」(H29.11.29・22名)
- ◇目的 : 管理者又は発注者として必要な知識の習得を
目的として、橋梁、トンネルに係る点検要領
の理解に係わる講義や現地点検の実施等

③パネル展示 “大分県の道路”

- ◇場所 : 道の駅「ゆふいん」
- ◇時期 : H29.12~H30.1 (展示中)



橋梁点検の研修状況

社会資本整備審議会 道路分科会の概要 (H29.8.22開催)

社会資本整備審議会 道路分科会の概要(H29.08.22開催)

第16回道路分科会 議事概要

1. 日時

平成29年8月22日(火)14:00～16:00

2. 出席者

<委員>

石田東生分科会長、飯島淳子委員、太田和博委員、大森文彦委員、楓千里委員、
勝間和代委員、草野満代委員、原田昇委員、村木美貴委員

<臨時委員>

天野真志委員、井伊重之委員、稲垣昇委員、小幡純子委員、神田敏子委員、
久保田尚委員、児玉平生委員、崎田裕子委員、鈴木美緒委員、
竹内健蔵委員、田島夏与委員、田村亨委員、中条潮委員、羽藤英二委員、
兵藤哲朗委員、前田寛司委員

3. 議題

(審議事項)

(1) 今後目指すべき道路政策のあり方について

(報告事項)

- (2) 高速道路をめぐる状況について
- (3) 道路の老朽化対策の状況について
- (4) 無電柱化の取組について
- (5) 自転車の活用促進に向けた取組について

4. 議事概要

- ・「道路分科会建議案」について、事務局より説明後、質疑応答を行い、了承を得た後、
石田道路分科会長より、高橋政務官へ建議が手交された。
- ・最近の取組として、「高速道路をめぐる状況」、「道路の老朽化対策の状況」、「無電柱化
の取組」、「自転車の活用促進に向けた取組」について、報告・意見交換を行った。

社会資本整備審議会
道路分科会
建議

道路・交通イノベーション

～「みち」の機能向上・利活用の追求による
豊かな暮らしの実現へ～

平成 29 年 8 月 22 日

社会資本整備審議会
道路分科会

Ⅳ 道路施策の具体的提案

1. メンテナンスのセカンドステージへ

- (1) 予防保全を前提としたメンテナンスの計画的な実施
- (2) 新技術の導入による長寿命化・コスト縮減
- (3) 過積載撲滅に向けた取組の強化
- (4) 集約化・撤去による管理施設数の削減
- (5) 適正な予算等の確保
- (6) 地方への国による技術的支援の充実

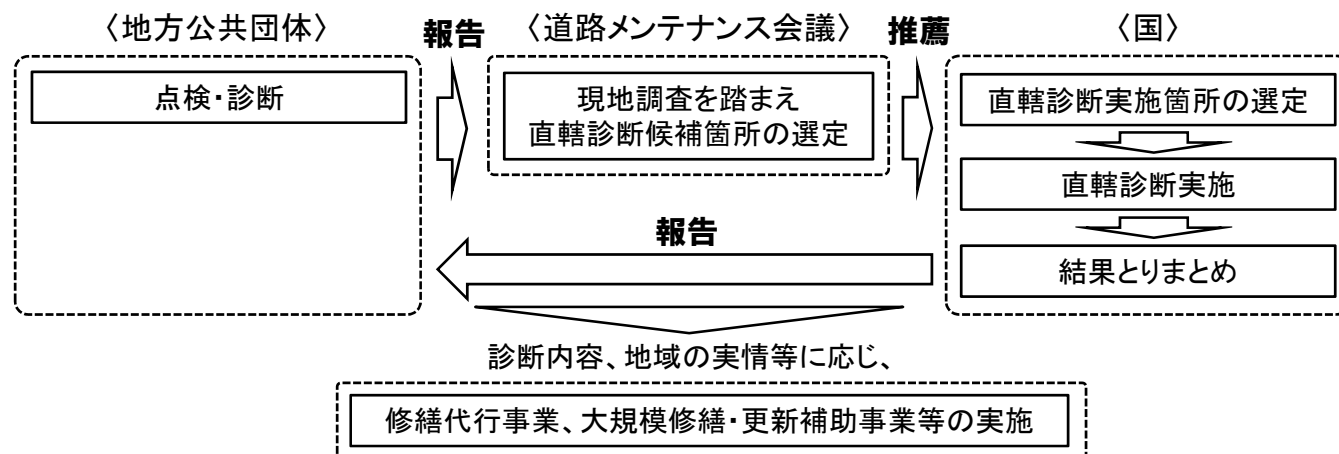
詳細は、国土交通省HPを参照 http://www.mlit.go.jp/policy/sningikai/szu2_aourou1.html

直轄診断の実施状況

直轄診断について

- 地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
- 診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、大規模修繕・更新事業等を実施。

【全体の流れ】



【直轄診断実施箇所とその後の対応】

	直轄診断実施箇所	措置
H 26 年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県端恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H 27 年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28 年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鈴橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29 年度	音沢橋(富山県黒部市)	
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	

【平成29年度 直轄診断実施箇所】

■ 音沢橋(富山県黒部市)



＜音沢橋の状況＞



下部工にASRIによる劣化が疑われる



鉄筋の露出

■ 乙姫大橋(岐阜県中津川市)



＜乙姫大橋の状況＞



耐候性鋼材に層状の剥離

大規模修繕・更新補助事業 (集約化・撤去の活用)

大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の事例)

○迂回路の「隣接橋の対策」や「道路改良」を実施し、通行止めとなっている老朽橋を「撤去」



隣接橋の対策

- 老朽化に伴う架け替え
- 拡幅(車道)
- 拡幅(歩道)
- 歩道橋の設置
- 老朽化に伴う修繕

隣接橋に接続する道路の改良

- 整備
- 拡幅(車道)
- 拡幅(歩道)
- 交差点改良

大規模修繕・更新補助制度の概要【H27より】

制度の目的

今後、地方公共団体の管理する道路施設の老朽化の拡大に対応するため、大規模修繕・更新に対して複数年にわたり集中的に支援を行うことにより、地方公共団体における老朽化対策を推進し、地域の道路網の安全性・信頼性を確保することを目的とする。

補助対象

- ・橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの
- ・橋梁の架替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

事業要件

■事業の規模

- ・都道府県・政令市の管理する道路の場合：全体事業費100億円以上
- ・市区町村の管理する道路の場合：全体事業費3億円以上

■インフラ長寿命化計画等（平成29年度以降の措置※）

- ・インフラ長寿命化計画（行動計画）において、引き続き存置が必要とされているものであること
- ・点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であること
- ・長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置付けられたものであること

※ 橋長15m未満の橋梁、トンネル及び大型の構造物
にあつては、平成33年度以降の措置

支援内容

- ・防災・安全交付金事業として実施した場合と同等の割合を国費として補助※
- ・事業の実施にあたり、国庫債務負担行為制度（4箇年以内）の活用も可能

※現行法令に基づく補助率を上回る分については
防災・安全交付金により措置

個別の事業毎に採択するため、課題箇所確実に予算が充当

大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の拡充)【H29より】

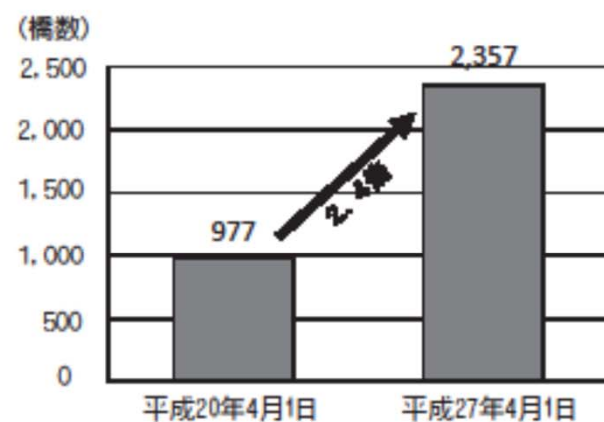
制度概要

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去を対象として拡充

対象事業

撤去される施設が有していた機能を、同一路線の別の施設に機能を集約する事業

<地方公共団体管理橋梁で通行規制数が増加>



※東日本大震災の被災地域は一部含まず

<集約化・撤去のイメージ>



公共施設等適正管理推進事業債の活用

公共施設等適正管理推進事業債(長寿命化事業)の概要【H29年度創設】

制度概要

地方公共団体において道路の適正な管理を実施するため、補助事業等※と一体として実施される地方単独事業(長寿命化事業)について、地方財政措置を拡充するもの
(交付税措置率0%→30%)

※社会資本整備総合交付金事業を含む

対象事業

- ・舗装の表層に係る補修(例:切削、オーバーレイ、路上再生等)
- ・小規模構造物(例:道路照明施設、道路標識、防護柵、落石防止柵、防雪柵等)の補修・更新



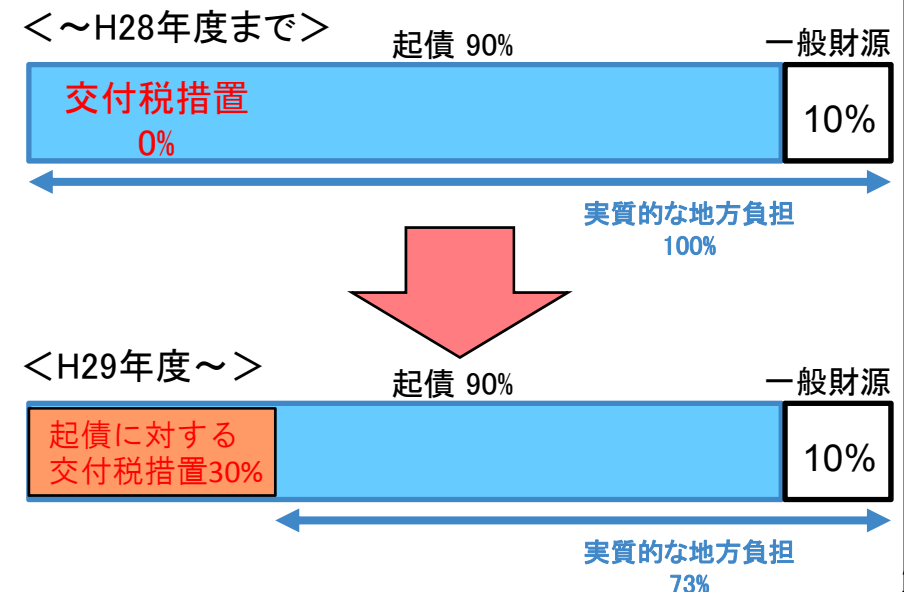
＜舗装のオーバーレイ＞



＜防護柵の取替＞

※期間は平成29年度から平成33年度までの5年間

地方財政措置



交付金事業等における架替要件の厳格化等

総 括 調 査 表

調査事業名 (32) 社会資本道路整備事業(道路事業)

②調査の視点

【計画的・効率的な老朽化対策】

- インフラの更新需要の増大に対応するため、インフラ長寿命化計画により老朽化対策を計画的・効率的に進めることが課題。具体的には、長寿命化計画に基づき、定期的な点検により損傷状況を把握して計画的なメンテナンスを行うことにより、インフラを長寿命化し、長期的なコストを圧縮する必要。
- このため、道路事業では、防災・安全交付金において、定期点検、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定、計画に基づく修繕・更新・撤去を重点配分対象としており、これらの支援が長期的なコスト圧縮に確実につながるようにする必要。

③調査結果及び分析

【計画的・効率的な老朽化対策】

- 平成28年度に老朽化対策として実施された橋梁の更新事業(関連事業、効果促進事業を除く)255件について、修繕履歴がない又は不明なものが全体の2/3(170件)を占めていた。
- このうち、判定区分がⅠ・Ⅱ又は点検未実施であるにもかかわらず、更新を行ったものが11件あり、これらのうち、一度も修繕を行っていないものが7件あった。
- また、判定区分Ⅲの橋梁の更新事業216件では、修繕する場合との費用比較を実施した上で更新を行っている事例が75%(163件)あった一方で、25%(53件)についてはこうした費用比較を実施していなかった。なお、費用比較を実施していない理由を見ると、防災・安全交付金による更新の必要性を示すに足るものは見られなかった。
- 更に、個別施設計画の記載内容について以下の3項目を確認(255件)したところ、それぞれの項目につき2割前後の計画で記載がなされていなかった。
 - ・予防保全の対象施設の要件が明確化されているか(38件、15%)
 - ・予防保全型の管理を行った場合の維持管理費の算出がなされているか(58件、23%)
 - ・点検結果を踏まえ、今後、修繕計画を見直すことを明記しているか(36件、14%)

【参考】道路橋の健全性の診断の判定区分

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【表1】

老朽化対策として実施された橋梁の更新事業

		修繕履歴			計
		有り	無し	不明	
判定区分	未実施	2件	3件	0件	5件
	Ⅰ	1件	0件	0件	1件
	Ⅱ	1件	4件	0件	5件
	Ⅲ	77件	106件	33件	216件
	Ⅳ	4件	19件	5件	28件
計		85件	132件	38件	255件

【表2】

判定区分Ⅲの橋梁の更新時に修繕との費用比較を実施していない理由(53件)

・幅員狭小等の課題があり、対策が必要な時期に更新を実施(35件)
・耐震基準等を満たしておらず、対策が必要な時期に更新を実施(12件)
・損傷状況から判断(6件)

④今後の改善点・検討の方向性

【計画的・効率的な老朽化対策】

- 現在の執行状況は、インフラ長寿命化を促すという防災・安全交付金の重点配分の考え方とは整合的でないものが見られた。
- このため、防災・安全交付金によるインフラ老朽化対策については、
 - ・個別施設計画及び点検結果に基づくものに重点化する、
 - ・ピアレビューやPDCAサイクルにより個別施設計画の精度・質を高めていく、ことが必要であり、こうした観点から、以下の見直しを実施すべきである。
- ① 判定区分Ⅰ・Ⅱの橋梁の更新事業は、防災・安全交付金の交付対象から除外する。
- ② 判定区分Ⅲ・Ⅳの段階にある橋梁の更新事業については、修繕の場合と更新の場合のライフサイクルコスト(LCC)を比較し、更新の方がLCCが小さくなる場合に限ることにより交付対象を厳格化する。
- ③ 重点配分対象となる個別施設計画の基準(必要記載事項等)を整理し、この基準を満たさない個別施設計画に基づく老朽化対策が含まれる整備計画は重点配分対象としないことを明確化する。

橋梁の耐震補強の推進について

橋梁・耐震補強の進め方について

熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

- ① 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分で落橋の可能性が否定できない
 - ② 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況（完了率※：77%）
 - ③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了（完了率※：95%，地方管理のみ）
- ※完了率は、平成29年3月末時点



九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋
（県道小川嘉島線・府領第一橋）



橋梁の支承・主桁の損傷
（大分自動車道・並柳橋）

① ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、平成31年度※までに耐震補強を完了（約450橋）

※対策完了目標年次



対策前



対策後

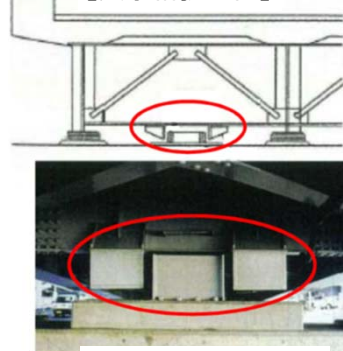
耐震補強の施工例

② 緊急輸送道路の耐震補強の加速化

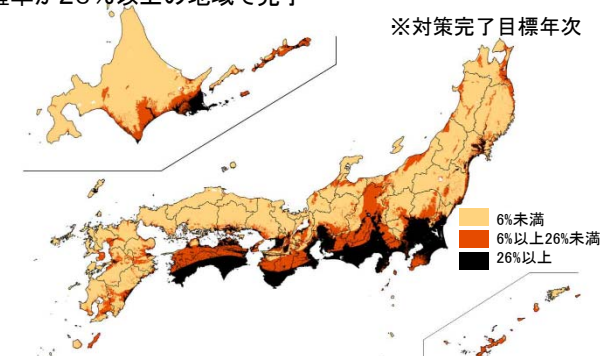
高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないように、支承の補強や交換等を行う対策を加速化

- ・平成33年度まで※：少なくとも発生確率が26%以上の地域で完了
- ・平成38年度まで※：全国で完了

【支承補強の例】



水平力を分担する構造



今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
※今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%、6%であることは、それぞれごく大まかには、約100年、約500年に1回程度、震度6弱以上の揺れに見舞われることを示す。

出典) 全国地震動予測地図2016年版(地震調査研究推進本部)を基に作成

③ 高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を平成33年度まで優先的に支援

（地方管理：約400橋※）その他、ロッキング橋脚については、平成31年度までに対策を完了させる。

※高速道路や直轄国道においては対策済み

【落橋防止構造】



落橋防止構造

【橋脚補強】



橋脚補強

跨道橋

《対策イメージ》



★地方管理道路の緊急輸送道路についても①、②、③の対策を推進

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	73%
国管理	81%
都道府県管理	78%
政令市管理	78%
市町村管理	65%
計	77%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

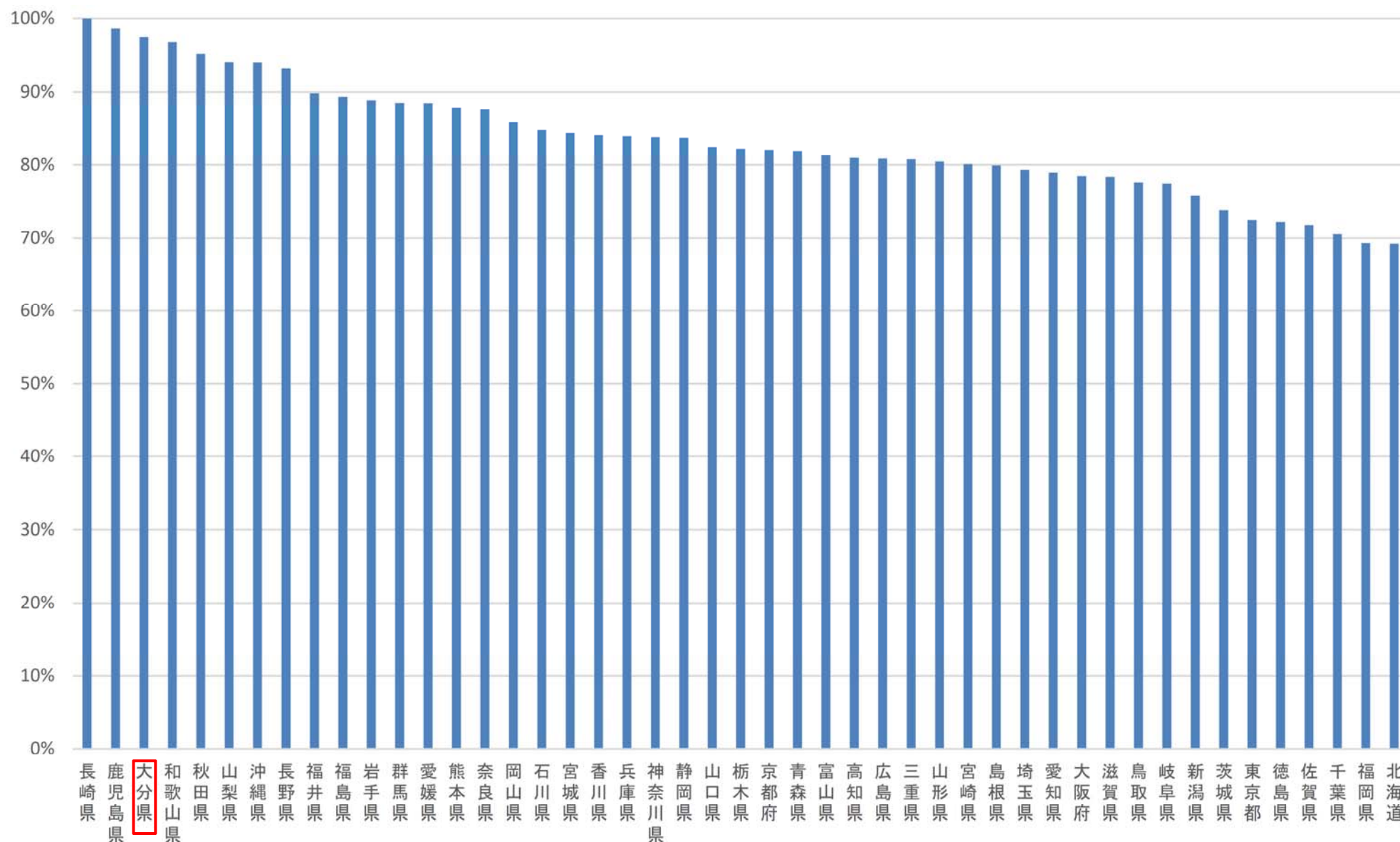
※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。

なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率(直轄国道)

H29.3月末時点



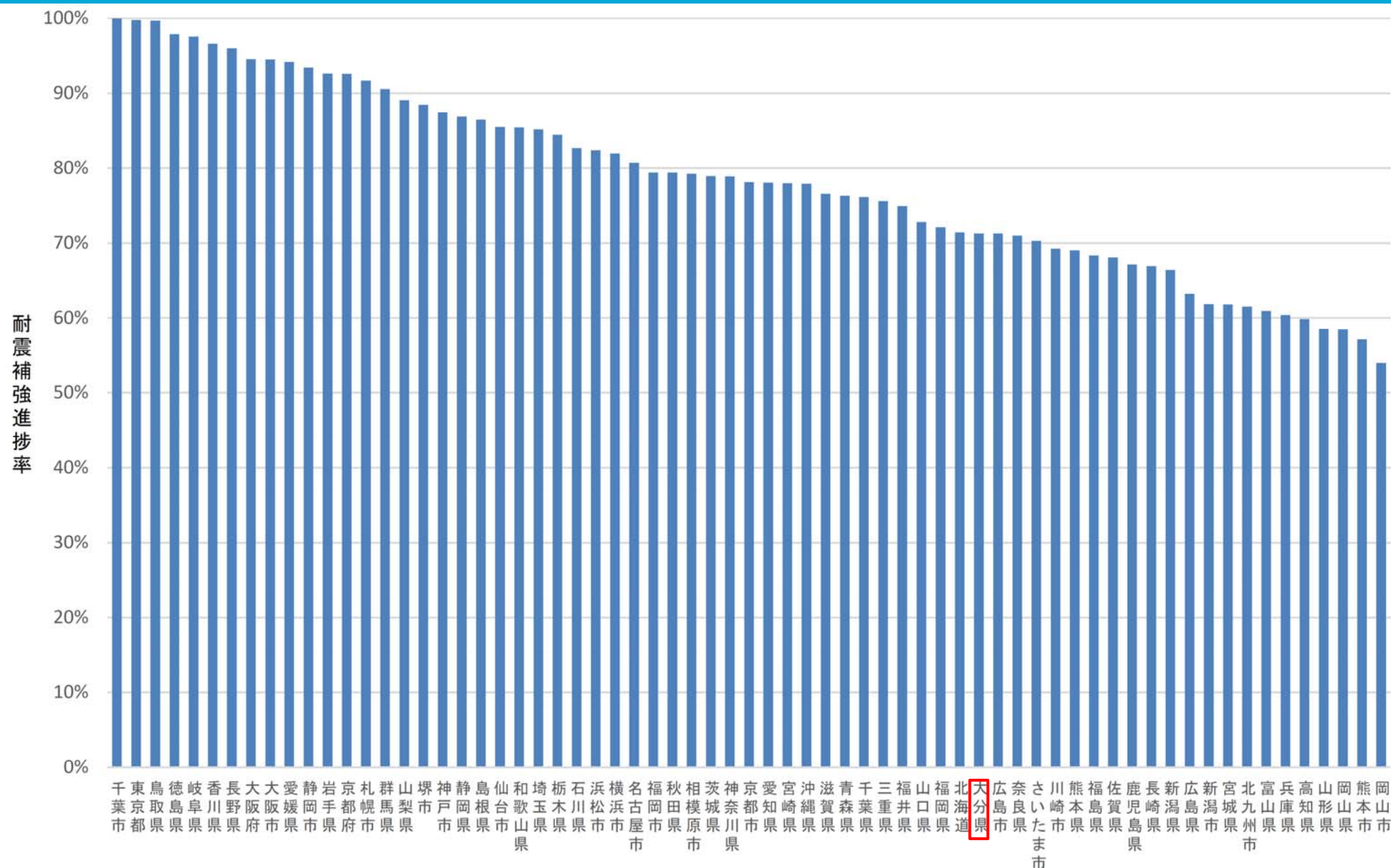
※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路(都道府県・政令市管理道路)の耐震補強進捗率

H29.3月末時点



高速道路会社管理の耐震補強進捗率(会社別)

H29.3月末時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	73%
東日本高速	79%
中日本高速	88%
西日本高速	59%
首都高速	98%
阪神高速	90%
本四高速	45%

※1 緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2 進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率

※3 原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

道路土工構造物点検要領について

各種点検要領について

■ 道路橋定期点検要領（平成26年6月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋、高架の道路等（以下「道路橋」という）の定期点検に適用する。

■ 道路トンネル定期点検要領（平成26年6月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路におけるトンネル（以下「道路トンネル」という）の定期点検に適用する。

■ 横断歩道橋定期点検要領（平成26年6月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における横断歩道橋の定期点検に適用する。

■ シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路におけるロックシェッド、スノーシェッド、大型カルバート等（以下、「シェッド、大型カルバート等」という）の定期点検に適用する。

■ 門型標識等定期点検要領（平成26年6月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における道路の附属物のうち、門型支柱（オーバーヘッド式）を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置（収集装置含む）（以下、「門型標識等」という。）の定期点検に適用する。

■ 舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における車道上の舗装の点検に適用する。

→ 説明資料は「平成28年度 第2回 道路メンテナンス会議資料」を参照

■ 小規模附属物点検要領（平成29年3月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路の附属物のうち、道路の標識及び照明施設（以下、「小規模附属物」という。）の点検に適用する。

→ 説明資料は「平成29年度 第1回 道路メンテナンス会議資料」を参照

■ 道路土工構造物点検要領（平成29年8月 国土交通省 道路局）

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路における道路土工構造物のうち、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領」（平成26年6月 国土交通省道路局）の対象となるシェッド、大型カルバート等を除くものの点検に適用する。

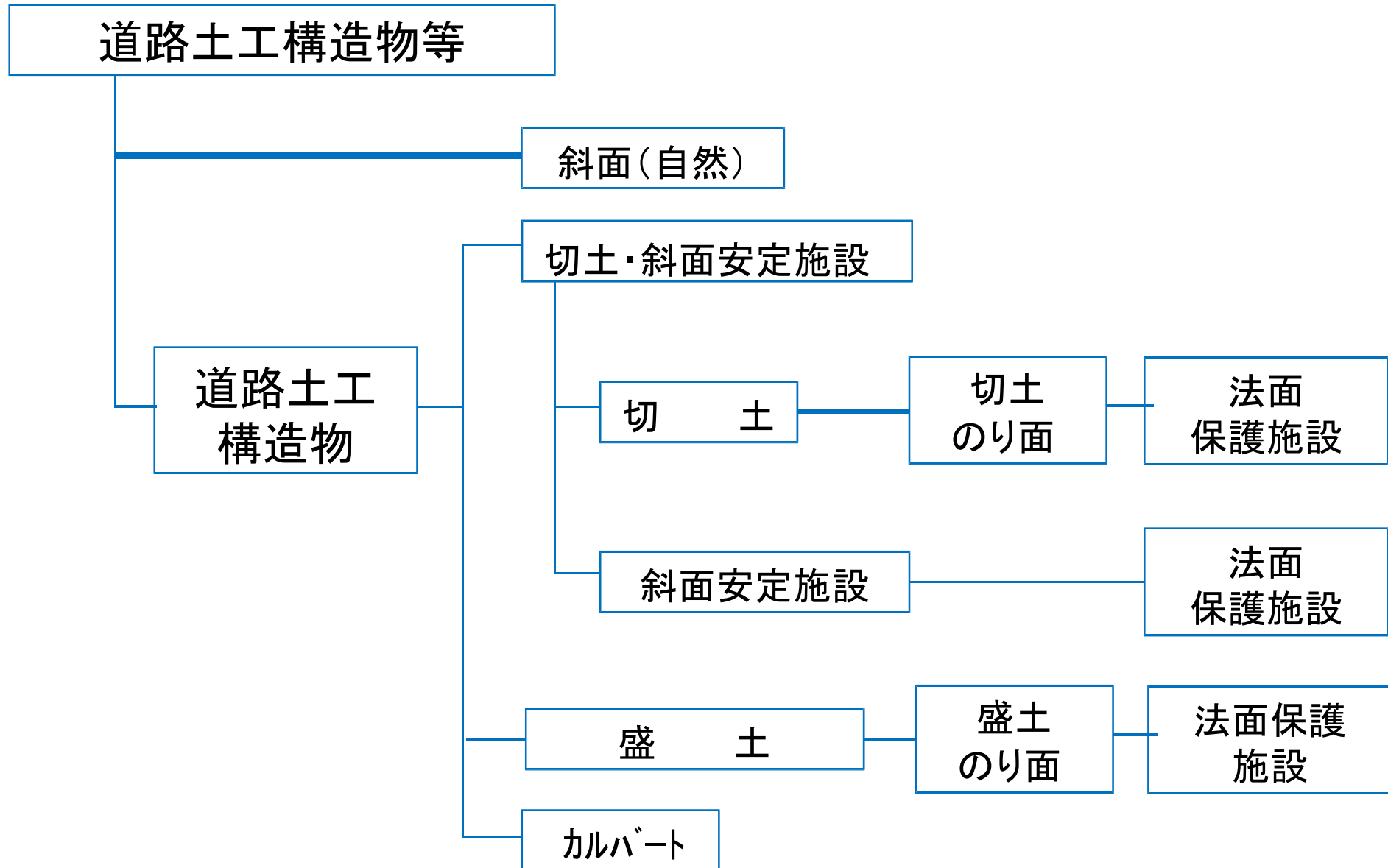
→ 説明資料は別添資料参照

※各点検要領・点検表記録様式は国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen.html>）からダウンロードできます。

道路土工構造物点検要領について

- (1). 道路土工構造物とは
- (2). 道路土工構造物の特性・特徴
- (3). 近年の状況変化
- (4). 道路土工構造物のマネジメント
- (5). 道路土工構造物技術基準
- (6). 道路土工構造物点検要領

(1). 道路土工構造物等とは



(1). 道路土工構造物の定義

○ 道路土工構造物

道路を建設するために構築する土砂や岩石等の地盤材料を主材料として構成される構造物及びそれらに附帯する構造物の総称をいい、切土・斜面安定施設、盛土、カルバート及びこれらに類するものをいう。

● 切土・斜面安定施設

切土



切土



切土(法面保護)

斜面安定施設



擁壁



モルタル吹付



法枠



アンカー



落石防護網



ロックシェッド

● 盛土



盛土



盛土(補強土壁)

● カルバート



ボックスカルバート



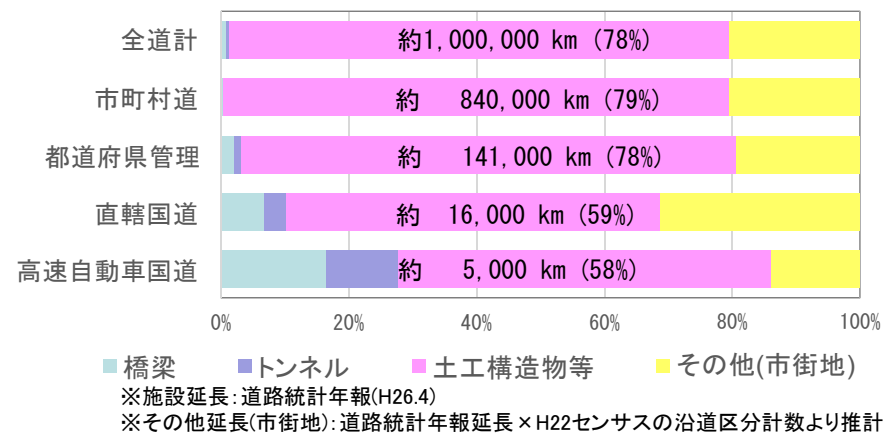
アーチカルバート

(2). 道路土工構造物の特性・特徴

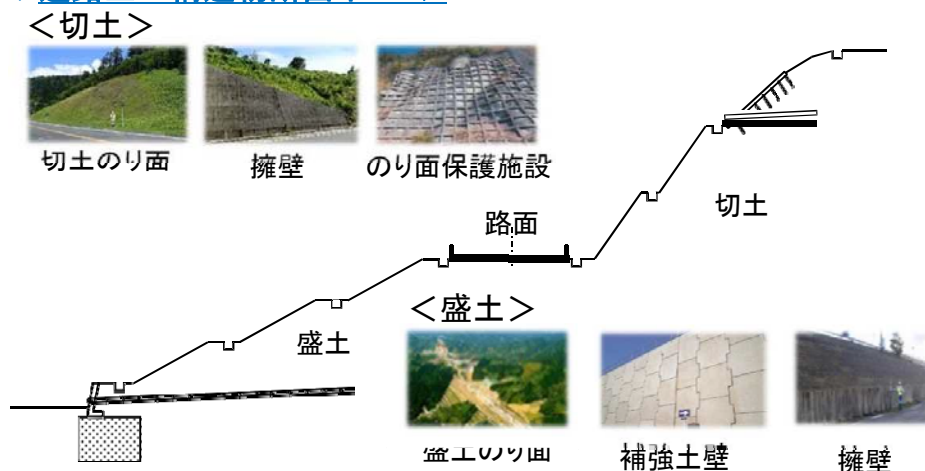
- 道路土工構造物は、道路を構成する主要構造物であり施設量が膨大
- 豪雨や地震などの自然現象を原因とした様々な損傷メカニズムが存在
- 自然斜面や地山などの不均質性から現状では損傷を予見するには限界

【道路土工構造物等構成・施設量】

◆道路土工構造物等の施設延長



◆道路土工構造物断面イメージ



【多様な損傷メカニズム】

◆豪雨による被災

- ・盛土内の湧水に起因する崩壊



- ・表層流水に起因する崩壊

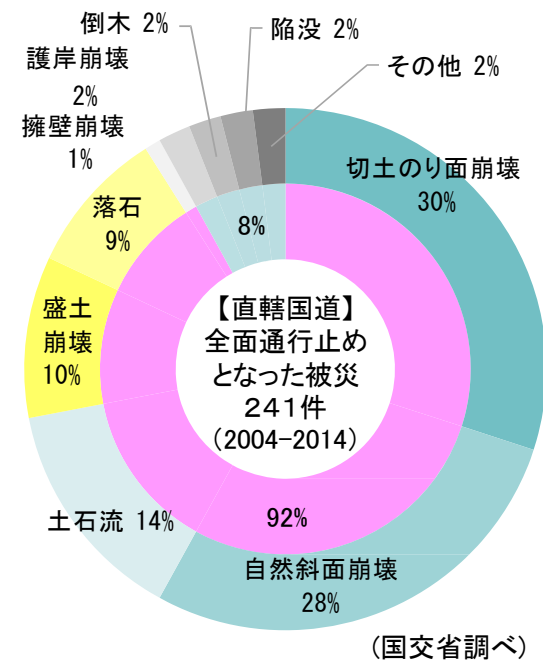


◆地震による被災

- ・盛土の基礎地盤に起因する崩壊



◆豪雨・台風による損傷が大多数



- ・地山の地質に起因する崩壊



(3). 近年の状況変化

- 従来の経験工学に基づく設計範囲を超える大規模な道路土工構造物が増加
- 道路土工構造物においても、風化や老朽化が進行

◆ 新東名など大型土工構造物が増加

東名、名神の盛土高は、10m(2段)以下がほとんど



新東名、新名神では、盛土高が80mを超えるものも建設



新東名 清水PA付近の盛土 (H=90m 14段)

◆ 道路土工構造物の老朽化

○他の道路施設と同様に土工構造物においても、風化の進行や防災対策施設の老朽化が進行



強風化・土砂化斜面での崩壊例



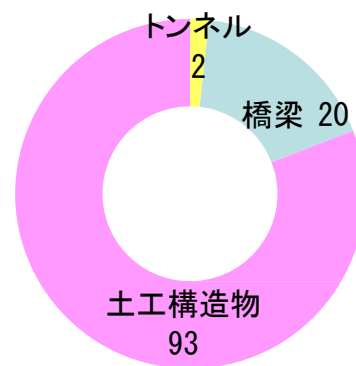
法枠工の老朽化損傷

(3). 近年の状況変化 ～熊本地震の被害状況～

- 耐震補強が進む橋梁に対し、近年の災害においても道路土工構造物の崩壊が緊急輸送に大きく影響

◆平成28年熊本地震での構造物別被害状況

(構造物別被災箇所数)



橋 梁 : 兵庫県南部地震以降の基準を適用したと考えられる橋のうち熊本地震により何らかの被災が生じた橋梁数

トンネル : 熊本地震により被災したトンネル数

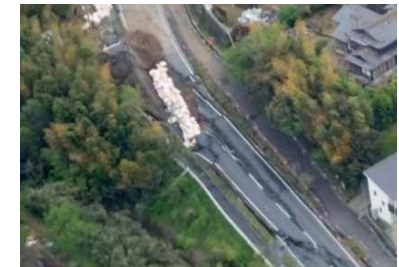
土工構造物: 熊本地震により被災した土工構造物数

(主な被災箇所)

盛土崩壊



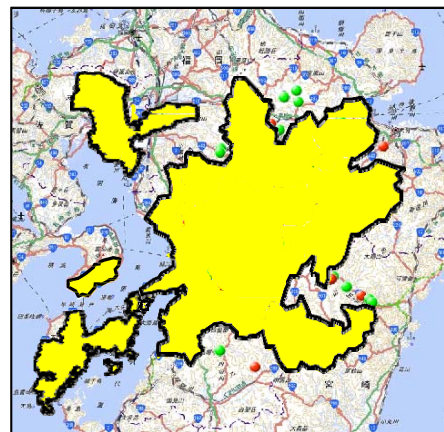
九州自動車道 ましきまち 益城町



国道443号 ましきまち 益城町

(道路土工構造物の被災状況) (単位: 箇所数)

事 象	緊急輸送道路	緊急輸送道路以外	計
道路土工構造物の損傷	46 (50%)	47 (50%)	93
斜面崩壊	40 (51%)	38 (49%)	78
切土のり面崩壊	4 (44%)	5 (56%)	9
盛土崩壊	2 (33%)	4 (67%)	6



- 震度5強以上を観測した地域
- 通行止め箇所(1ヶ月以内で解除) 通
- 行止め箇所(1ヶ月以上継続)

落石・岩盤崩壊



国道212号 おおやままちにしおおやま 大山町西大山



国道445号 みふねまちたきお 御船町滝尾

(4). 道路土工構造物等の新たなマネジメント

道路土工構造物技術基準(H27.3)

○国として技術基準を制定し、道路機能への影響の観点からの作用、要求性能など設計の基本的考え方を規定

従 来

災害や危険性の高い箇所を対象とし、損傷を見つけてから対策

道路巡視・危険度調査など

- 日常巡視、定期巡視、異常時巡視など
- 災害の発生危険度の高い箇所を調査

高速道路会社を除き
点検未実施

高速道路会社

- 重要度の高い土工構造物等について、点検を実施
例：切土3段以上の長大のり面、崩壊・補修履歴のあるのり面
頻度：1回以上／5年

通行規制

- 事前通行規制(連続雨量・組合せ雨量等)

新たなマネジメント

復旧難易度や老朽化の進行等に対する**予防的な対応も導入**

巡視・危険度調査の高度化

- 巡視及び危険度調査を継続
- リモートセンシング技術などを活用した斜面変動 などの異状検知技術を検討

道路土工構造物への点検の試行

- 変状などの予兆の把握や効率的な修繕の実施に必要な情報を得るため、重要度が高く規模の大きな構造物(特定土工構造物)の特定点検制度を導入
- この他、全ての構造物に点検を試行導入
- 点検技術の開発や点検の進捗による知見の収集を踏まえ、必要に応じて、特定点検の対象の拡大を検討

科学的知見を導入したより安全・合理的な通行規制の導入

- 土中の残留水分量を考慮した指標等の科学的根拠に基づく通行規制基準の導入を検討

技術開発の継続

- 道路土工構造物に関する点検データの収集と蓄積により、劣化や崩壊メカニズムの解明な向けた分析や道路土工構造物の予防保全に係る技術開発を継続

(4). 道路に関する主な技術基準

※代表的なものを記載

新設・改築に関する技術基準		維持・修繕に関する技術基準	
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準(H29.7改定)	5年に一度近接目視 定期点検要領	
トンネル	道路トンネル技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領	
	道路トンネル非常用施設設置基準(改定中)	※トンネル内に設置している附属物を取り外すための金属類やアンカー等を含む	
舗装	舗装の構造に関する技術基準	点検要領	
土工	道路土工構造物設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (シェッド・大型カルバート)	点検要領(H29.8策定) (切土・盛土・擁壁)
附属物等	道路標識設置基準	5年に一度近接目視 定期点検要領 (門型標識・情報板)	点検要領 (門型以外の標識・照明)
	道路照明施設設置基準		
	立体横断施設技術基準	5年に一度近接目視 定期点検要領(横断歩道橋)	
	防護柵の設置基準	(維持管理の内容を含む)	
	道路緑化技術基準	(維持管理の内容を含む)	

1). 道路土工構造物の位置づけ（法・政令）

○道路法

○第29条（道路の構造の原則）

道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

○第30条（道路の構造の基準）

高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

八 排水施設

十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設

○道路構造令

○第26条（排水施設）

道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする

○第33条（防雪施設その他の防護施設）

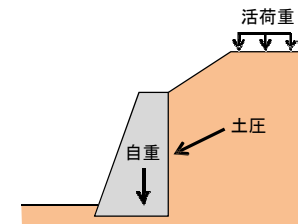
2（前略）落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

2). 技術基準の内容(作用)

4-2 作用

(1) 常時の作用

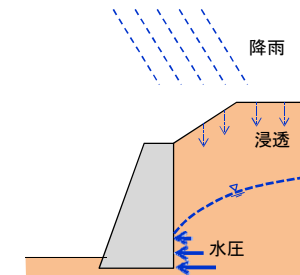
常に道路土工構造物に影響する作用とする。



常時のイメージ

(2) 降雨の作用

地域の降雨特性、道路土工構造物の立地条件、路線の重要性を勘案して設定される供用期間中に通常経験する降雨に基づく作用とする。



降雨のイメージ

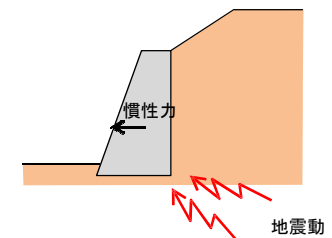
(3) 地震動の作用 1

1) レベル1地震動

供用期間中に発生する確率が高い地震動

2) レベル2地震動

供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度をもつ地震動



地震動のイメージ

3). 技術基準の内容 (要求性能)

4-3 要求性能

(1) 道路土工構造物の要求性能は、(3)に示す重要度の区分を勘案し、かつ、当該道路土工構造物に連続あるいは隣接する構造物等の要求性能・影響を勘案して、4-2の作用及びこれらの組合せに対して(2)から選定する。

(2) 道路土工構造物の要求性能は、安全性、使用性、修復性の観点から次のとおりとする。

性能1: 道路土工構造物は健全、または、道路土工構造物は損傷するが、当該区間の道路としての機能に支障を及ぼさない

性能2: 道路土工構造物の損傷が限定的なものにとどまり、当該区間の道路の機能の一部に支障を及ぼすが、すみやかに回復できる

性能3: 道路土工構造物の損傷が、当該区間の道路の機能に支障を及ぼすが、致命的なものとならない

(3) 道路土工構造物の重要度の区分は、次のとおりとする。

重要度1: 下記(ア)、(イ)に示す道路土工構造物

(ア) 下記のうち、損傷すると道路の機能に著しい影響を与える道路土工構造物

- ・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道に設置される道路土工構造物

- ・都道府県道、市町村道のうち、地域の防災計画上の位置づけや利用状況等から、特に重要な道路に設置される道路土工構造物

(イ) 損傷すると隣接する施設に著しい影響を与える道路土工構造物

重要度2: 上記以外の道路土工構造物

3). 技術基準の内容 (要求性能)

○ 要求性能のイメージ

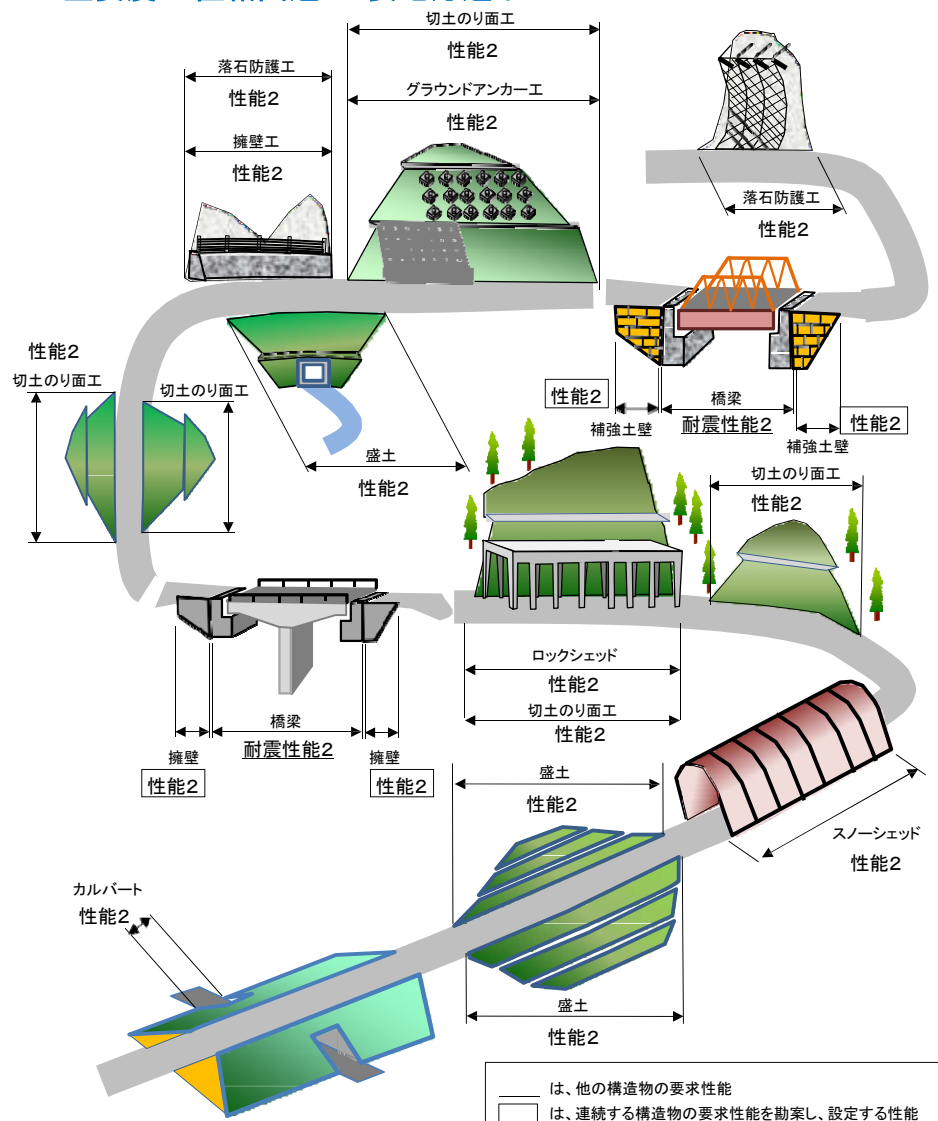
斜面安定施設	
性能	損傷イメージ
性能1 道路土工構造物は健全、または、道路土工構造物は損傷するが、当該区間の道路としての機能に支障を及ぼさない	
性能2 道路土工構造物の損傷が限定的なものとどまり、当該区間の道路の機能の一部に支障を及ぼすが、すみやかに回復できる	
性能3 道路土工構造物の損傷が、当該区間の道路の機能に支障を及ぼすが、致命的なものとならない	

(参考) 橋梁	
耐震性能	損傷イメージ
耐震性能1 地震によって健全性を損なわない性能	
耐震性能2 地震による損傷が限定的で、機能の回復が速やかに行い得る性能	
耐震性能3 地震による損傷が致命的とならない性能	

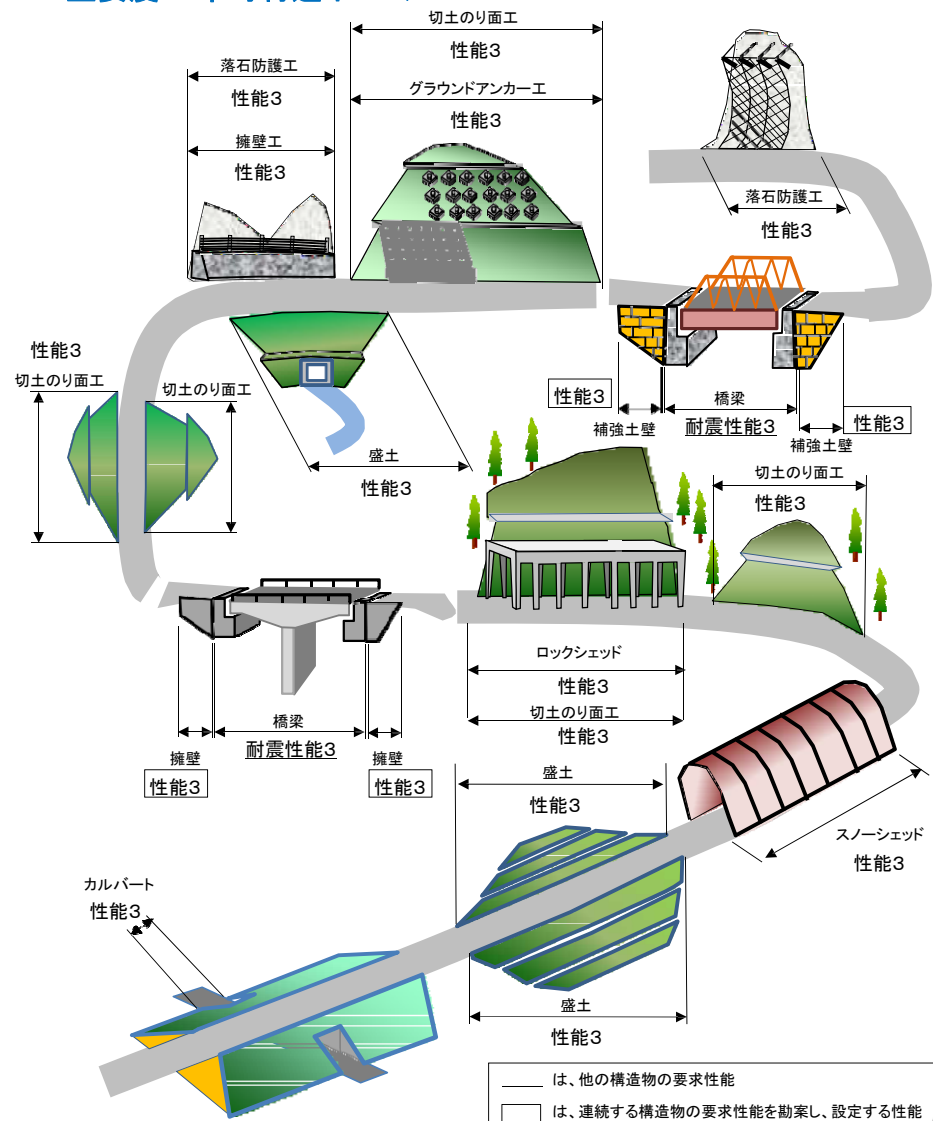
3). 技術基準の内容 (要求性能)

○連続・隣接する構造物との要求性能の整合のイメージ 作用:地震動(レベル2)

重要度1:直轄国道・主要地方道イメージ



重要度2:市町村道イメージ

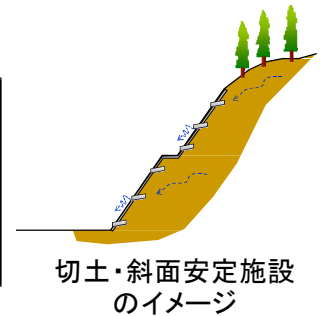


3). 技術基準の内容 (排水処理等)

○排水処理

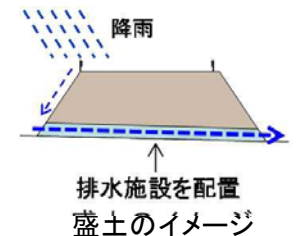
4-4-1 切土・斜面安定施設

- (4)切土は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。
- (5)斜面安定施設は、表流水、地下水、湧水等を速やかに排除するよう設計する。



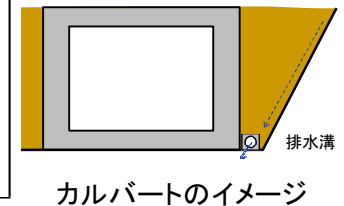
4-4-2 盛土

- (3)盛土は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。



4-4-3 カルバート

- (2)カルバート裏込め部は、雨水や湧水等を速やかに排除する構造となるよう設計する。



○施工時における設計時の前提条件との適合

第5章 道路土工構造物の施工

- (1)道路土工構造物の施工は、設計において前提とした条件が満たされるよう行わなければならない。

(6)道路土工構造物点検要領について (H29.8)

1). 道路土工構造物等のマネジメント

- 巡視や危険度調査等により変状を把握し防災対策を実施
被災後に現況復旧を行うなど、事後的な対応を基本としたマネジメントを実施
- 一部管理者で点検が実施されているものの、統一的な点検に基づく予防保全の取組は未実施

		道路土工構造物等	
		道路土工構造物	自然斜面
変 状 把 握		日常、定期、異常時の巡視、住民からの通報など	
		道路ストック総点検(H25)	危険度調査(H8道路防災総点検等)
規 制		経験的に定めた連続雨量による通行規制(S45～) 時間雨量と連続雨量の組合せによる通行規制の試行(H27～)	
復 旧		被災後の現況復旧	

【変状の把握】

・道路の異状、破損など交通に支障を与える障害発生等の危険を把握する。



(日常巡視:車上から視認できる範囲で状況を把握)



(異常時巡視:豪雨や地震による災害発生の実態を把握)

【危険度調査】

・豪雨、豪雪等により災害に至る可能性がある箇所について、調査を実施



(危険度調査状況)

【事前通行規制】

・異常気象による災害発生のおそれがある箇所について、過去の記録などを基に規制の基準等を定め、災害が発生する前に通行規制を実施



(事前通行規制状況)

2). 位置付けと適用の範囲

本要領の位置付け

本要領は、道路土工構造物を対象とした、道路法施行令第35条の2第1項第二号の規定に基づいて行う点検について、基本的な事項を示したもの

なお、道路の重要度、施設の規模、新技術の適用などを踏まえ、独自に実施している道路管理者の既存の取組みや、道路管理者が必要に応じてより詳細な点検、記録を行うことを妨げるものではない

1. 適用の範囲

本要領は、道路法上の道路における道路土工構造物のうち、すでに点検要領が策定されている シェッド、大型カルバート等を除くものの点検に適用

○自然斜面は、道路土工構造物でないことから本要領の対象外とし、事前通行規制や「道路防災総点検」(平成8年)等の既存の取組み方法を引き続き活用

検」(平成8年)等の既存の取組み方法を引き続き活用

【H26.6策定済】

シェッド・大型カルバート

＜切土・斜面安定施設＞

切土

切土(のり面保護)

斜面安定施設

擁壁

のり枠

ロックシェッド

＜盛土＞

盛土

盛土(補強土壁)

＜カルバート＞

ボックスカルバート

大型ボックスカルバート

道路土工構造物

2). 点検の目的と用語の定義

2. 点検の目的

道路土工構造物の安全性の向上及び効率的な維持修繕を図るため、道路土工構造物の変状を把握するとともに、措置の必要性の判断を行うことを目的

3. 用語の定義

(1) 特定道路土工構造物

技術基準に規定された重要度1のうち該当する長大切土又は高盛土のこと

(a) 長大切土: 切土高おおむね15m以上の切土で、これを構成する切土のり面 のり面
保護施設、排水施設等を含む

(b) 高盛土 : 盛土高おおむね10m以上の盛土で、盛土のり面、のり面保護施設、排水
施設等を含む

(2) 区域: 道路土工構造物の点検の単位のこと

○長大切土については、のり面の高さの正確な把握が難しい場合や既存の取組みなどを踏まえ、小 段3段より高い切土のり面、としてもよい。同様に、高盛土についても、小段2段より高い盛土 のり面、としてもよい。

(参考)

「重要度1」の道路土工構造物は以下のとおり

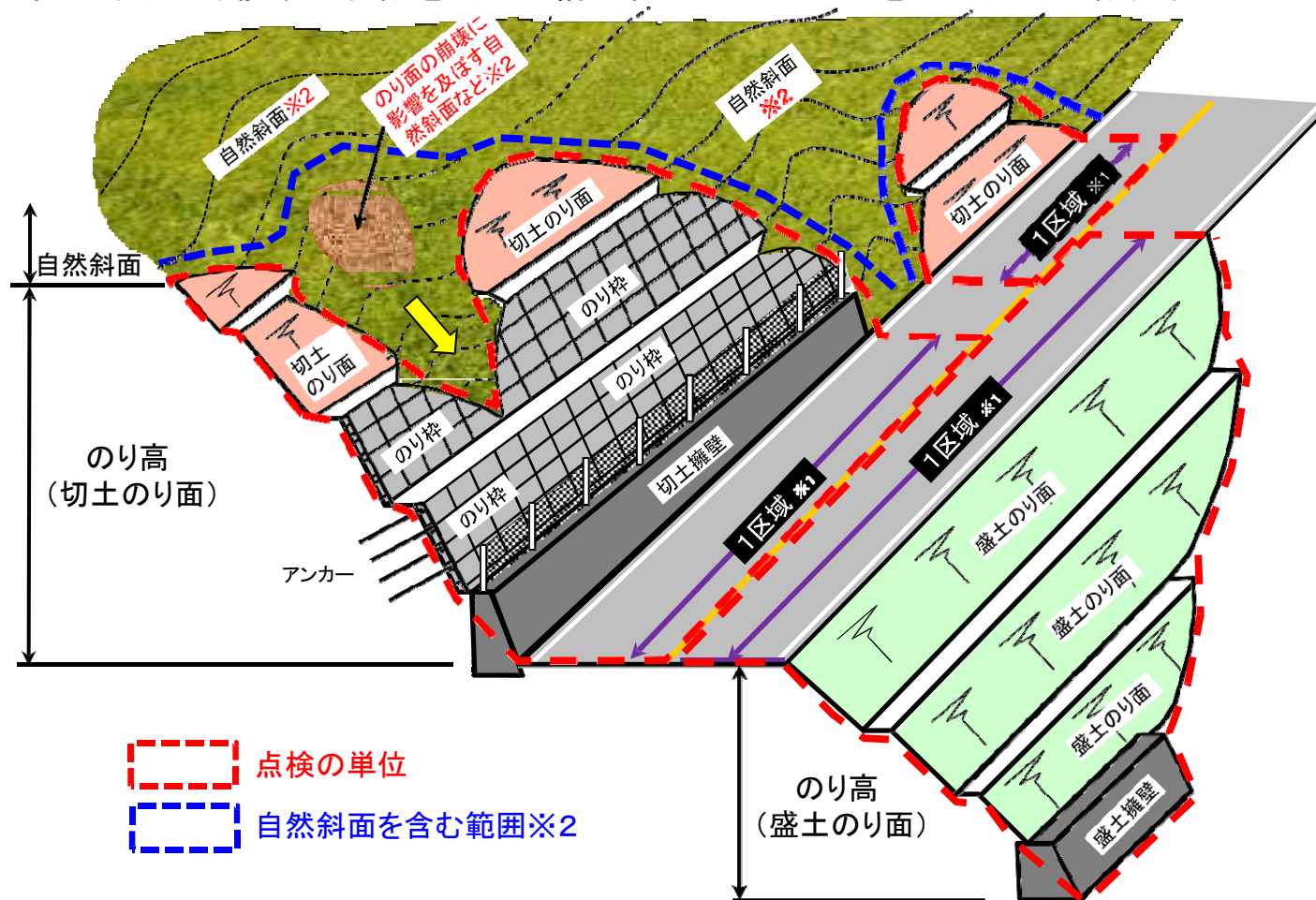
(ア) 下記に掲げる道路に存する道路土工構造物のうち、当該道路の機能への影響が著しいもの

- ・高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡高速道路及び一般国道
- ・都道府県及び市町村道のうち、地域の防災計画上の位置づけや利用状況等に鑑みて、特に重要な道路

(イ) 損傷すると隣接する施設に著しい影響を与える道路土工構造物

2). 道路土工構造物の区域の考え方

○点検の単位は、複数の施設を一つの構造物ととらえたものを1区域として設定。



※1 被災形態が同一のり面で異なる場合や、記録の整理方法を考慮する場合などは、適当な区間で分割してよい。

※2 自然斜面がのり面の崩壊に影響を及ぼす要因である場合や、のり面の崩壊に伴う変状がのり面周辺の自然斜面にあらわれる場合などは、自然斜面を含む区域を点検対象とすることが望ましい。

2). 点検の基本的な考え方

4. 点検の基本的な考え方

道路土工構造物の崩壊に繋がる変状を把握し、健全性を評価し、適切な措置を講ずることで、道路土工構造物の崩壊を最小限に留めるために通常点検を実施

さらに、特定道路土工構造物については、大規模な崩壊を起こした際の社会的な影響が大きいことから、頻度を定めて定期的に点検(特定土工点検)を行い、健全性を評価

		内容	
		重要度1	重要度2
道路土工構造物	大型カルバート シェッド	定期点検要領策定済み (平成26年6月)	
	道路土工構造物 (上記を除く) 規模が大きい ↑ ↓ 規模が小さい	【通常点検】 〔特定道路土工構造物を含む全ての道路土工構造物を対象〕 【特定土工点検】 特定道路土工構造物 〔・長大切土 ・高盛土〕	
自然斜面		【危険度調査】 〔道路防災総点検など〕	

2). 特定道路土工構造物(特定土工構造物点検)

5-1. 点検の方法

- (1) 特定土工点検の頻度は、5年に1回を目安として道路管理者が適切に設定
- (2) 特定土工点検は、近接目視(小段やのり肩からの目視)により行うことを基本

5-2. 点検の体制

特定土工点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う

- 詳細点検にあたっては、施設等の外形的な形状・性質・寸法等の変状に基づく評価に加え、道路 土工構造物の変状要因を推定することが必要
- 道路土工構造物の被災形態や地盤を原因とした災害に関する知識と知見が重要

5-3. 健全性の診断

特定道路土工構造物の健全性の診断は以下の判定区分により行う

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合(道路の機能に支障が生じていない状態)
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合(道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態)
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合(道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態)
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合(道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)

2). 特定道路土工構造物(特定土工構造物点検)

5-4. 措置

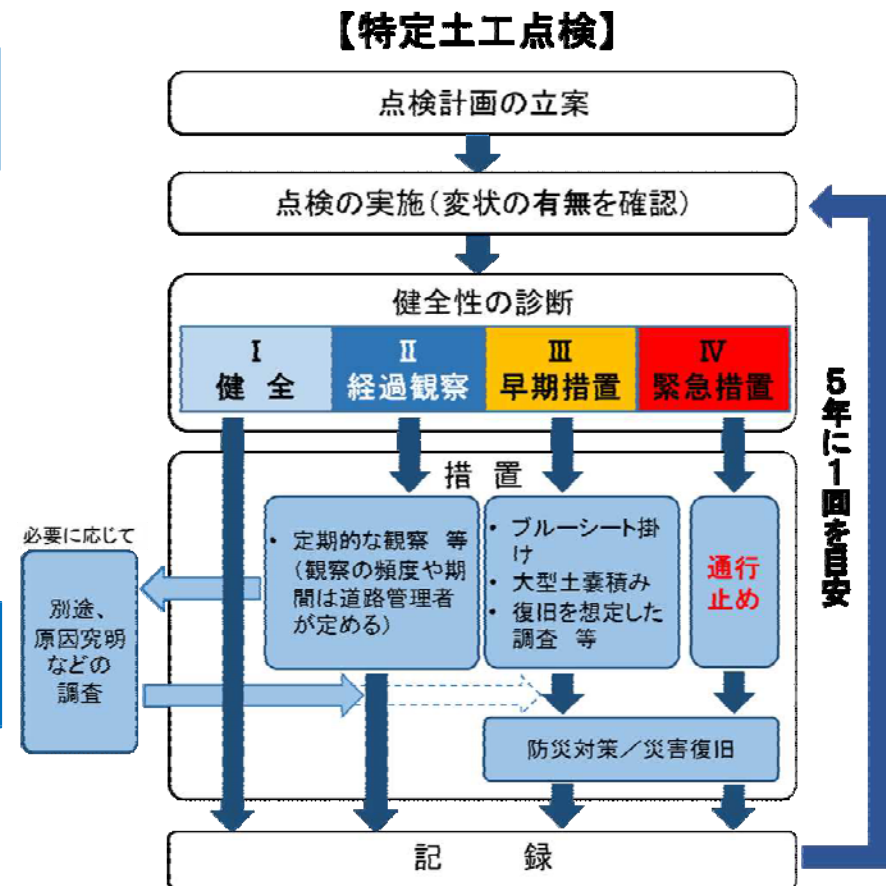
健全性の診断に基づき、適切な方法と時期を決定し、必要な措置を講ずる

- 点検・診断を行った結果、判定区分「Ⅲ」または「Ⅳ」の道路土工構造物については、適切な措置を行い、所要の安全性を確保する必要がある。
判定区分「Ⅱ」については、定期的な観察を行う。
- 点検の際に特定道路土工構造物を構成する施設や部材等に変状を発見した場合、できる限りの応急措置を行う。

5-5. 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該特定道路土工構造物が供用されている期間はこれを保存

- 巡視時に記録した情報も共有化し、整理・保存。
- のり面を構成する各施設の点検結果を記載するとともに、のり面の現状の全体像が総括的に理解できるように記載。



2). 道路土工構造物(通常点検)

6-1. 点検の方法

- (1) 道路土工構造物の通常点検は、巡視等により変状が認められた場合に実施
- (2) 点検方法は、巡視中もしくは巡視後、近接目視等により行うことを基本

- 日常、定期又は異常時に実施する巡視によるほか、道路利用者や沿道住民からの通報を受けた場合、あるいは道路監視カメラなどによる監視により変状が認められた場合等も含む。
- 重要度2で長大切土や高盛土以外の道路土工構造物については、変状が軽微な場合には巡視の機会を通じて変状の把握及び措置・記録による管理とすることが可能。

6-2. 点検の体制

通常点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者がこれを行う

- 道路土工構造物に関する知識とそれに関連する技能を有する者が適正に点検を行うことが重要。

6-3. 健全性の診断

道路管理者が設定した判定区分に照らし、点検で得られた情報により適切に診断

- 判定区分を4段階に分類することを参考提示

判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合 (道路の機能に支障が生じていない状態)
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合(道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態)
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合(道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態)
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合(道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)

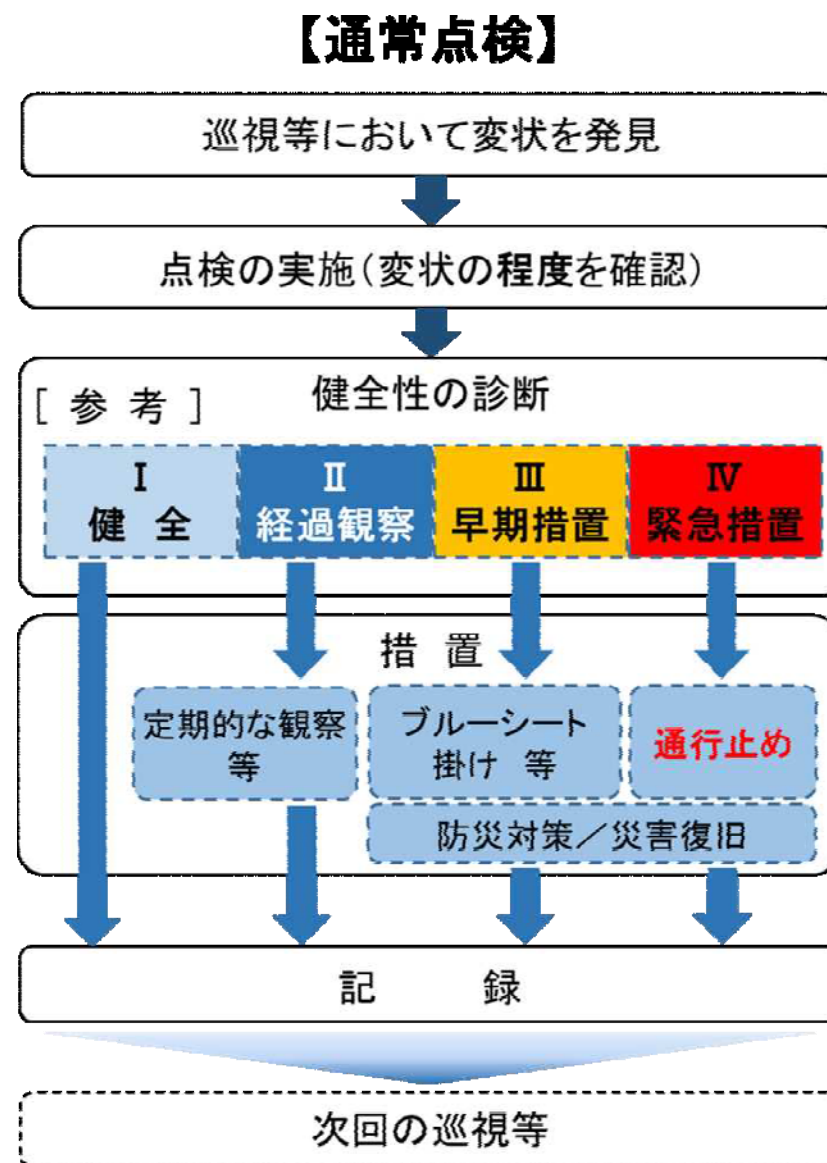
2). 道路土工構造物(通常点検)

6-4. 措置

健全性の診断に基づき、適切な方法と時期を決定し、必要な措置を講ずる

6-5. 記録

点検、診断、措置の結果を記録し、当該道路土工構造物が供用されている期間はこれを保存



3). 道路土工構造物の着眼点

(1)切土

切土は、切土のり面、のり面保護施設（吹付モルタル、のり枠、擁壁、グラウンドアンカー等）、排水施設等を含む区域とし、区域全体を対象として点検を行う。施設ごとの点検における視点は以下の通りである。

また、必要に応じて点検に先立ち除草を行うものとする。

(ア)切土のり面

- ①のり面の地山の変状（亀裂、段差、はらみだし、浸食、湧水、小崩壊、等）
- ②切土直下の路面の変状（亀裂、盛り上がり）

(イ)吹付モルタル、のり枠

- ① 吹付のり面の変状（亀裂、剥離、はらみだし、空洞、目地のずれ、傾動、土砂のこぼれ出し）
- ② のり枠の変状（亀裂、剥離、うき、鉄筋の露出）

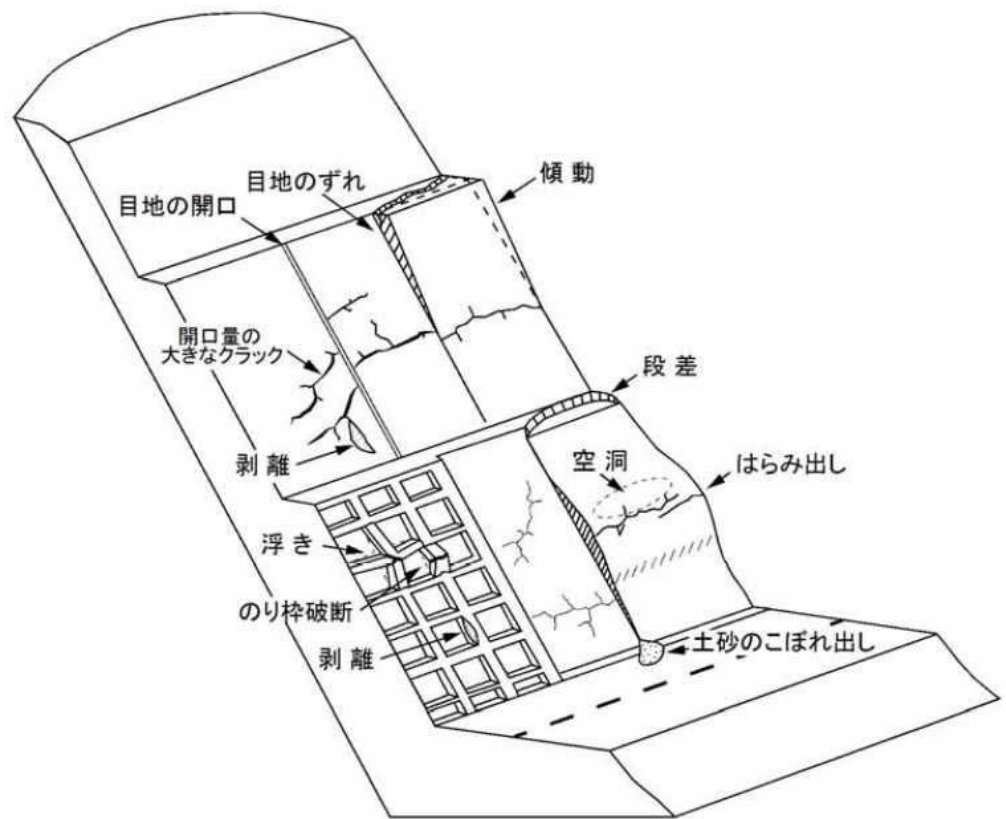


図 切土のり面の点検の着眼点

3). 道路土工構造物の着眼点

(ウ)グラウンドアンカー

- ① アンカーの支圧板、受圧構造物の亀裂、破損
(状況に応じて適宜、打音検査を行う)
- ② アンカーの頭部キャップ、頭部コンクリートの 破損、防錆油の流出
- ③ アンカーの頭部からの遊離石灰の溶出、湧水、
雑草の繁茂



写真 受圧構造物の破損の例



写真 アンカーの頭部からの
湧水・雑草の繁茂の例

(エ)擁壁

- ① 土砂のこぼれ出し
- ② 基礎部・底版部の洗掘
- ③ 擁壁前面地盤の隆起
- ④ 壁面のクラック、座屈
- ⑤ 目地部の開き、段差
- ⑥ 壁面、基礎コンクリート、笠コンクリート、防
護柵基礎の沈下・移動・倒れ
- ⑦ 路面の亀裂
- ⑧ 排水施設の変状(閉塞)
- ⑨ 水抜き孔や目地からの著しい出水、
水のにごり



写真 土砂のこぼれ出し例



写真 壁面の傾斜の例

3). 道路土工構造物の着眼点

(才)排水施設

- ① 排水施設の変状(排水溝の閉塞、亀裂、破損、目地部分の開口やずれ)
- ② 周辺施設の変状(排水溝周辺の浸食、溢水の痕跡、排水孔の閉塞等)
- ③ 排水施設内の土砂、流木、落ち葉等の堆積状況
- ④ 排水孔からの流出量の変化



写真 排水溝の破損の例

(力)その他落石防護施設・落石予防施設 ・雪崩対策施設

- ① 部材の変形、傾動等
- ② 基礎工、基礎地盤の沈下・移動・倒れ、崩壊・洗掘等
- ③ 排水施設からの土砂流出、変形等
- ④ 擁壁目地部のずれ、開き、段差等
やそこからの土砂流出
- ⑤ 対象岩体の転倒・転落、近傍斜面への落石・土砂流出等
- ⑥ 柵・網背面等への落石・土砂崩落等
- ⑦ 鋼部材の腐食、亀裂・破断、緩み、脱落等
- ⑧ コンクリート部材のうき、剥離、クラック等



写真 落石防護柵の傾動の例



写真 落石防護網の著しい腐食による断面欠損の例

3). 道路土工構造物の着眼点

(2) 盛土

盛土は、盛土のり面、のり面保護施設(擁壁、補強土等)、排水施設等を含む区域とし、区域全体を対象として点検を行う。施設ごとの点検における視点は以下のとおりである。また、必要に応じて点検に先立ち除草を行うものとする。

(ア) 盛土のり面

- ① のり面の変状(亀裂、段差、はらみだし、浸食、湧水、小崩壊、軟弱化等)
- ② のり尻付近の変状(亀裂、段差、はらみだし、浸食、湧水、小崩壊、軟弱化等)
- ③ 路面の変状(亀裂、段差)
- ④ 路肩部の変状(亀裂、浸食)
- ⑤ 路面排水施設の状況(閉塞、溢水等)

(イ) 擁壁・補強土壁

「(1)切土(エ)擁壁」と同様の着眼点

(ウ) 排水施設

「(1)切土(オ)排水施設」と同様の着眼点

3). 道路土工構造物の着眼点

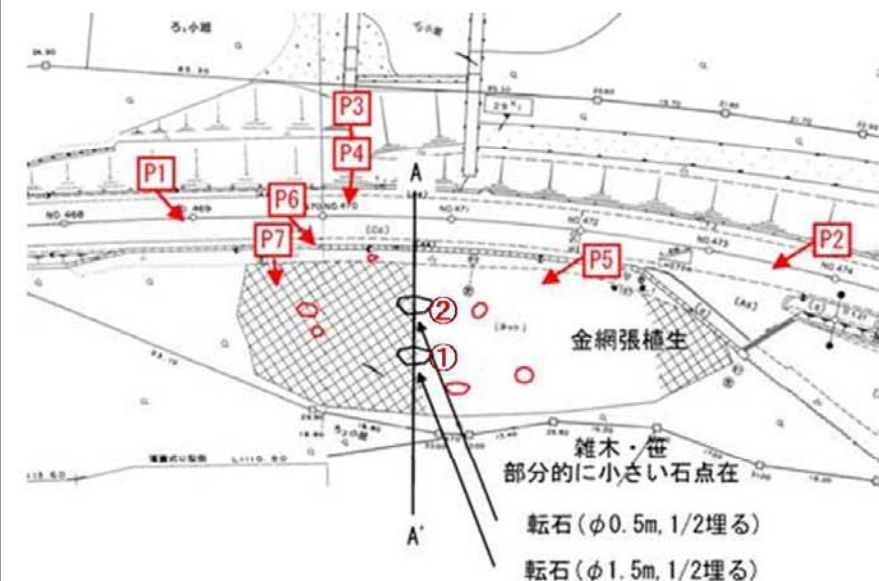
(エ)カルバート

- ① 化学的侵食による部材断面減少があるもの
- ② カルバート本体からの漏水が見られるもの
- ③ 隣接する盛土区間との著しい段差や盛土自体の損傷が見られるもの
- ④ 継手のずれ、開き、段差があり、カルバート内に水たまりや土砂流入が見られるもの
- ⑤ 取付け道路面と内部道路面の著しい段差
- ⑥ ウイング部のコンクリートのうき、剥離、クラック、鉄筋の露出等があるものや、ウイングと擁壁のずれやそこからの土砂流出が見られるもの

4). 道路土工構造物点検様式

管理番号		点検対象構造物	路線名	所在地		起点側 緯度	00° 00' 00"
00000000		切土のり面	一般国道〇号	〇〇県△△市□□町		起点側 経度	000° 00' 00"
管理者名		点検実施年月日	代替路の有無	自専道 or 一般道	緊急輸送道路	バス路線	
〇〇地方整備局 〇〇河川国道事務所		平成 30 年〇月△日	有 無	一般道	一次	該当 非該当	
事前通行規制指定		交通量	DID 区間	被災履歴	占用物件 (名称)		
有 (通行・特殊) 無	規制基準	連続雨量 〇〇〇mm 時間雨量 〇〇〇mm	平日 〇〇〇台/12h 休日 〇〇〇台/12h	該当 非該当	有 (H 年) 無		

現況スケッチ (点検範囲の各施設の位置関係がわかるもの)



位置図 (縮尺 1/12500 程度)



関連情報： 平成 00 年 00 月 00 日 道路巡回日誌 (変状記録情報あり)、 防災カルテ N000C000 (経過観察記録あり)

5). 道路土工構造物の判定の手引き

◆法面保護施設

のり面保護施設の変状		のり面保護施設の変状							
	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（吹付）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>亀裂が大きく開口し、地山から浮いている状態である。極めて不安定な状態であり、落下して被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>		構造物名	切土のり面（吹付）	理由	亀裂が大きく開口し、地山から浮いている状態である。極めて不安定な状態であり、落下して被害が生じるおそれがある。	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（吹付）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>亀裂が開口し、かつはらみだしているとともに、青面地山の土砂もこぼれだしている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>	構造物名	切土のり面（吹付）
構造物名	切土のり面（吹付）								
理由	亀裂が大きく開口し、地山から浮いている状態である。極めて不安定な状態であり、落下して被害が生じるおそれがある。								
構造物名	切土のり面（吹付）								
理由	亀裂が開口し、かつはらみだしているとともに、青面地山の土砂もこぼれだしている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。								
のり面保護施設の変状		のり面保護施設の変状							
	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（吹付）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>亀裂が大きく開口し、かつ地山から浮いて座屈が生じている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>		構造物名	切土のり面（吹付）	理由	亀裂が大きく開口し、かつ地山から浮いて座屈が生じている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。	<table border="1"> <tr> <td>構造物名</td> <td>切土のり面（のり枠）</td> </tr> <tr> <td>理由</td> <td>枠が破断し、構造物自体として非常に不安定な状態であり、倒壊または落下して被害をもたらすおそれがある。また、このような著しい変状は地山自体の変動が原因である可能性が高く、地すべりや崩壊によって被害が生じるおそれがある。</td> </tr> </table>	構造物名	切土のり面（のり枠）
構造物名	切土のり面（吹付）								
理由	亀裂が大きく開口し、かつ地山から浮いて座屈が生じている。極めて不安定な状態であり、崩壊して被害が生じるおそれがある。								
構造物名	切土のり面（のり枠）								
理由	枠が破断し、構造物自体として非常に不安定な状態であり、倒壊または落下して被害をもたらすおそれがある。また、このような著しい変状は地山自体の変動が原因である可能性が高く、地すべりや崩壊によって被害が生じるおそれがある。								

◆グラウンドアンカー

アンカー本体の変状			アンカー本体の変状		
	構造物名	グラウンドアンカー		構造物名	グラウンドアンカー
	理由	アンカーが破断して飛び出しており、アンカーの機能を果たしておらず、アンカー頭部の落下による第三者被害につながるおそれがある。また、アンカーによる抵抗力の減少によりアンカー斜面の崩壊につながるおそれがある。		理由	アンカーが破断して飛び出しており、アンカーの機能を果たしておらず、アンカー頭部の落下による第三者被害につながるおそれがある。また、アンカーによる抵抗力の減少によりアンカー斜面の崩壊につながるおそれがある。

アンカー頭部の変状			アンカー頭部の変状		
	構造物名	グラウンドアンカー		構造物名	グラウンドアンカー
	理由	頭部コンクリートが破損しており、アンカー定着具の保護と防食の機能が低下しており、放置すればアンカーの性能に関わる変状につながるおそれがある。		理由	頭部コンクリートが落下しており、アンカー定着具の防護・防食機能がなくなっており、放置すればアンカーの性能に関わる変状につながるおそれがある。

◆ 今後、道路土工構造物点検に必要となる資料をとりまとめ「現場必携」を策定予定

橋、高架の道路等の技術基準の改定について

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)の改定について

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成29年7月21日
都市局 街路交通施設課
道路局 企画課
国道・防災課

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)の改定について

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)は、昭和47年の制定以降、技術的な知見や社会的な情勢の変化等を踏まえて改定を行ってきているところですが、今般、制定以来の大幅な改定を行いました。

<改定のポイント>

- 橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入
- 橋が良好な状態を維持する期間(設計供用期間)として、100年を標準とすることを規定し、その間適切な維持管理を行うことを規定

1. 概要

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)は、高速道路、国道の橋梁の設計に用いる基準であり、その他の道路橋の設計においても一般的に用いられています。

今回の改定により、安全性の向上、国際競争力の向上、技術開発・新技術導入の促進、ライフサイクルコストの縮減が図られるとともに、適切な維持管理による橋の長寿命化が期待されます。

2. スケジュール

平成30年1月1日以降、新たに着手する設計に適用します。

3. その他

基準の内容は、国土交通省道路局ホームページで公表しています。

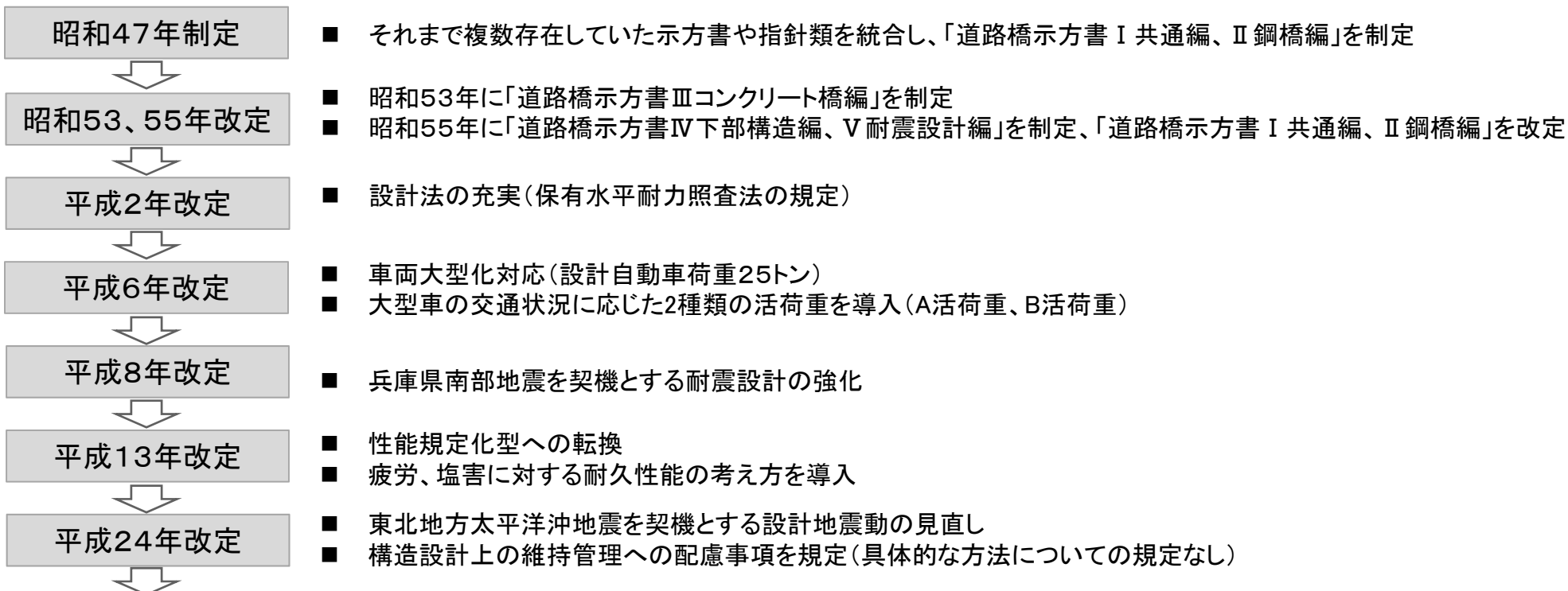
<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/bunya04.html>

<お問い合わせ先>

道路局国道・防災課 課長補佐 和田
代表：03-5253-8111 (内線 37-811) 直通：03-5253-8492 FAX：03-5253-1620
都市局街路交通施設課 企画専門官 田邊
代表：03-5253-8111 (内線 32-862) 直通：03-5253-8417 FAX：03-5253-1592
道路局企画課 課長補佐 本田
代表：03-5253-8111 (内線 37-562) 直通：03-5253-8485 FAX：03-5253-1618

近年の改定の経緯と今回の主な改定内容

「橋、高架の道路等の技術基準」(道路橋示方書)は、昭和47年の制定以降、技術的な知見や社会的な情勢の変化等を踏まえ、これまでに6回の改定を行っている。



平成29年改定(昭和47年制定以来の大幅な改定を実施)

① 多様な構造や新材料に対応する設計手法の導入

- 橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法を導入
⇒「部分係数設計法」及び「限界状態設計法」を導入

② 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実

- 設計供用期間100年を標準とし、点検頻度や手法、補修や部材交換方法等、維持管理の方法を設計時点で考慮
- 耐久性確保の具体の方法を規定

③ その他の改定

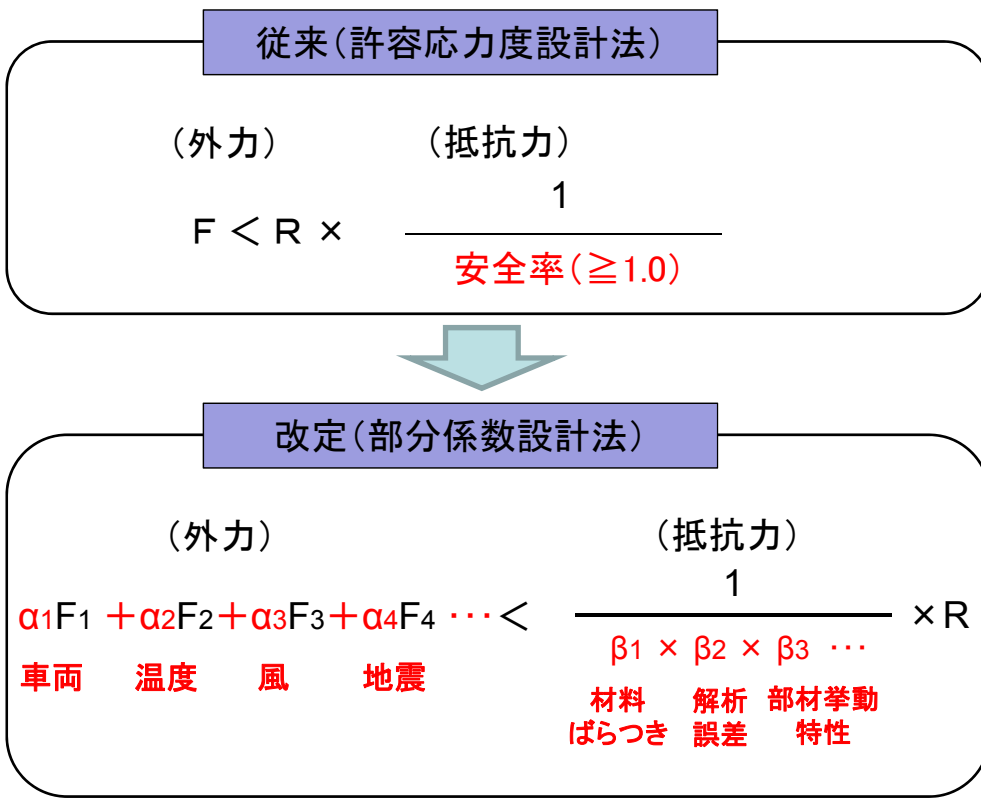
- 熊本地震を踏まえた対応等

① 多様な構造や新材料に対応する設計手法の導入

- 国土交通省では平成28年を「生産性革命元年」と位置づけており、建設及び維持管理コストを削減する多様な構造や新材料の開発が期待されている。
- 必要な橋の性能を確保しつつ、多様な構造や新材料の導入促進を図るため、諸外国でも運用実績を積んできている設計手法を導入。

■ 部分係数設計法の導入

外力、抵抗力それぞれに対して、安全率を要因毎に細分化して設定することで、安全性が向上するとともに、きめ細やかな設計が可能となり、構造の合理化によるコスト縮減が期待される。



■ 限界状態設計法の導入

大地震や様々な荷重に対して橋の限界状態(1~3)を定義し、複数の限界状態に対して安全性や機能を確保することで、橋に求める共通的な性能が明確となり、多様な構造や新材料の導入が可能となる。

橋の限界状態

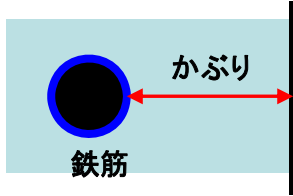
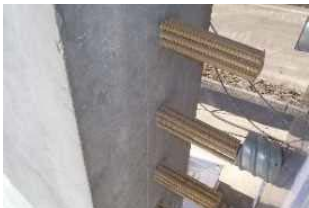
橋の限界状態1	橋としての荷重を支持する能力が損なわれていない限界の状態
橋の限界状態2	部分的に荷重を支持する能力の低下が生じているが、橋としての荷重を支持する能力に及ぼす影響は限定的であり、荷重を支持する能力があらかじめ想定する範囲にある限界の状態
橋の限界状態3	これを超えると構造安全性が失われる限界の状態

荷重と橋の限界状態の関係

通常作用する荷重 (自重、自動車荷重、温度や風の影響など)	橋の限界状態1 かつ 橋の限界状態3 に対して安全性を確保
減多に作用しない荷重 (大地震)	橋の限界状態2 かつ 橋の限界状態3 に対して安全性を確保

② 長寿命化を合理的に実現するための規定の充実

- 平成26年に5年に1度の定期点検が法定化され、長寿命化の取り組みが本格化。
- 橋が良好な状態を維持する期間として100年を標準とするとともに、耐久性設計の具体的方法を規定。

耐久性設計の具体的方法	具体例
1. 劣化の影響を考慮した部材寸法や構造とする	■ 塩害の対策 ➢ 塩害の影響度合いに応じたコンクリート橋の「かぶり」を規定  ■ 部材の交換や点検が容易な構造とする ➢ 部材交換の有無を考慮して構造に反映させる  支承交換や点検が容易な構造
2. 部材寸法や構造とは別途の対策を行う	■ 施工・維持管理の容易さ、耐久性、部材の重要度等を考慮して、適切な防食方法を選定 ➢ 環境条件等に応じて防食種別の差別化が図られる  重防食塗装  耐候性鋼材    防食多重化（鉄筋防食 + コンクリート表面塗装）
3. 設計供用期間内において劣化の影響がないとみなせる構造とする	■ 環境等に応じて耐食性に優れた材料を用いる ➢ 海沿いなど、腐食環境の厳しい環境下での活用が期待される  ステンレス鉄筋  FRP緊張材

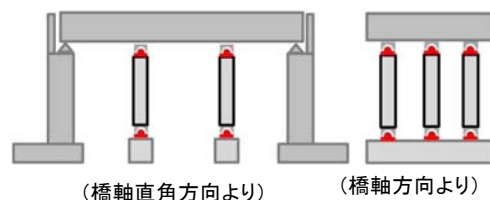
③ その他の改定事項

【熊本地震における被災を踏まえた対応】※

■ ロッキング橋脚を有する橋梁の落橋を踏まえ、不安定になりやすい下部構造としないことを要求



ロッキング橋脚を有する橋の落橋

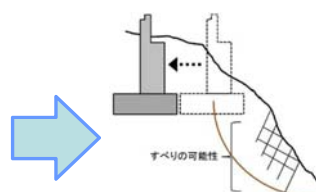


ロッキング橋脚の例

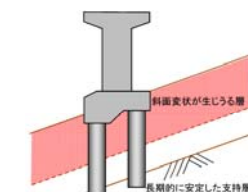
■ 大規模な斜面崩壊等による被災を踏まえ、斜面変状等を地震の影響として設計で考慮することを明確化



斜面変状による橋台の沈下



斜面崩壊等の影響を受けない箇所を選定



基礎先端を長期的に安定した支持層に根入れ

■ 制震ダンパー取付部の損傷事例を踏まえ、部材接合部の留意事項を明確化



(被災前)



(被災後)

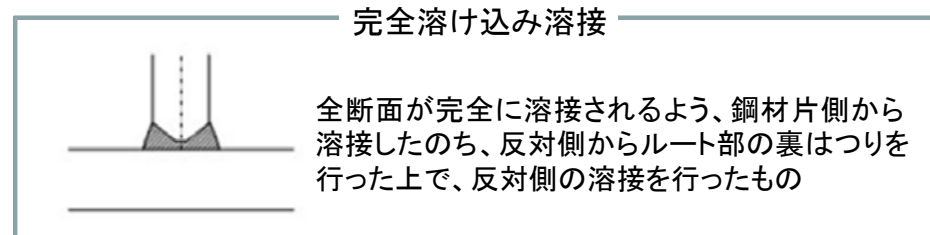
制震ダンパー取付部の損傷



接合部及び連結される各部材に求められる条件を明らかにし、これを満足するようにしなければならない

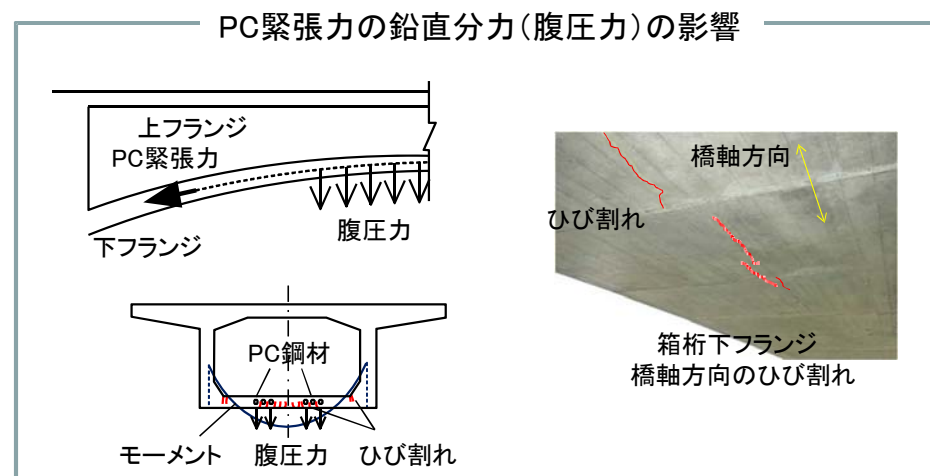
【施工に関する規定の改善】※

- 落橋防止装置等の溶接不良事案を踏まえ、溶接検査の規定を明確化
- 引張りを受ける完全溶け込み溶接は、主要部材に関わらず内部きず検査を継手全数・全長に渡って行うことを明確化



【点検結果を踏まえた改善】

- 特殊な形状のPCポステン桁の一部でひび割れが発生していることを踏まえ、ひび割れ防止対策の規定を充実
- PC鋼材の配置や橋軸直角方向の鉄筋引張力の照査を新たに規定



※熊本地震における被災を踏まえた対応と、落橋防止装置の溶接不良事案を踏まえた施工に関する規定の改善については、通達等にて道路管理者に通知済み